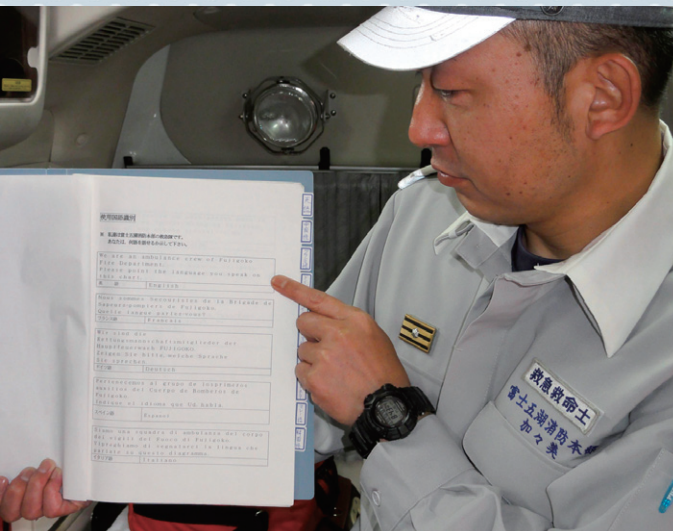


# 消防の動き



2015  
7  
No.531

●危険物施設の多様な使用形態に対応した  
技術基準のあり方検討報告書の概要



消 防 庁  
Fire and Disaster Management Agency





# 危険物施設の多様な使用形態に…… 4 対応した技術基準のあり方検討 報告書の概要

平成 27 年 7 月号 No.531

**巻頭言** 「安心・安全なまちづくりの実現へ」（新潟市消防局長 上ノ山 徹）

**Report**

平成26年中の危険物に係る事故の概要	6
平成26年中の石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所において発生した事故の概要	8
大規模地震を想定した消防庁図上訓練の実施概要	11

**Topics**

消防防災ヘリコプターの操縦士の養成・確保のあり方に関する検討会の開催	13
ドラゴンハイパー・コマンドユニット（エネルギー・産業基盤災害即応部隊）の創設	14
ネパール地震災害に係る総務大臣感謝状・国際協力功労章贈呈式及び活動報告会の開催	16
全国防災・危機管理トップセミナー	18
「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の実施について	21
消防団ドラマ「HEAT」の撮影に全面協力	22
「平成27年度危険物安全週間」推進行事の実施結果	24
第27次消防審議会（第6回）の開催	26

**緊急消防援助隊情報**

「緊急消防援助隊運用要綱」の見直しについて	27
-----------------------	----

**先進事例紹介**

～大学生の防災意識の向上と消防団の若手団員確保に向けて～	30
大学生消防防災サークル支援事業「京都学生FAST」（京都府 府民生活部消防安全課） 救急・指令業務の多言語対応について	32
（山梨県 富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部）	

**消防通信～望楼**

恵那市消防本部（岐阜県）／青森地域広域事務組合消防本部（青森県）	34
中津市消防本部（大分県）／鹿沼市消防本部（栃木県）	

**消防大学校だより**

新任消防長・学校長科（第18期、19期）	35
緊急消防援助隊教育科 指揮隊長コース（第13回、14回）	36

**報道発表**

最近の報道発表（平成27年5月25日～平成27年6月23日）	37
--------------------------------	----

**通知等**

最近の通知（平成27年5月25日～平成27年6月23日）	38
広報テーマ（7月・8月分）	38

**お知らせ**

台風に対する備え	39
住民自らによる災害への備え	40
花火・火遊びによる火災の防止	41



■ 表紙  
本号掲載記事より

# 「安心・安全なまちづくり の実現へ」



新潟市消防局長 上山 徹

新潟市は越後平野の中央部、信濃川・阿賀野川の河口部に位置し、北前船の寄港地として栄えた古くからの「みなとまち」です。日本一長い信濃川に架かる萬代橋は、平成16年7月に国の重要文化財に指定され新潟市のシンボリックな存在となっております。また2つの大河に加えラムサール条約登録湿地である佐潟など、多くの水辺空間や広大な田園、自然に囲まれ、コハクチョウの越冬数は日本一を誇ります。歴史的には、開港5港の一つに指定され、世界に開かれた港町となった新潟町は、平成8年には中核市に指定され、平成17年には近隣13市町村と合併し、平成19年4月1日に本州日本海側初の政令指定都市となり、今年で8年目が経過しました。

当市は本州日本海側のほぼ中央に位置し、国際空港や港湾、上越新幹線や高速道路などが整備され、首都圏のみならず、国内外各方面への交通・物流拠点として重要な役割を持っており、その役割は平時、非常時にかかわらず有効に活用していく必要があります。

4年前に発生した東日本大震災では、中越地震、中越沖地震での災害支援の経験から得た教訓を基に、日本海側の救援センターとしての機能を発揮しましたが、将来発生が危惧される首都直下地震や南海トラフ巨大地震などの大規模な自然災害に対しても、より一層、対策の強化に努めていかなければなりません。当市では「安心政令市にいがた」をめざし、社会・経済活動を維持し、迅速な復旧復興を可能にする地域の強靱化を推進するとともに、これまでの災害支援の経験と実績に加え、当市が持つポテンシャルを生かすことで、「防災・救援首都」としての強固な体制作りに取り組み、その中でも市民の生命・身体・財産を守り、安心・安全を担う我々消防がその基幹をなすものとして、様々な事業を推進しているところです。

平成25年度に着工した消防局・中央消防署の移転新築工事が本年11月には竣工予定となっておりますが、免震構造、屋上ヘリポートの設置のほか、ライフラインが途絶えた場合に備え、自家用給油所をはじめ、長時間運転が可能な自家用発電設備を整備し、新たに市災害対策本部のバックアップ機能も盛り込むことで災害対応拠点としての能力を大幅に強化しています。さらに、訓練施設を併設し職員の技能向上を図るとともに、一般市民向けには消火や煙体験、応急手当等の研修スペースを確保するなど、市民の防災・減災意識の高揚につなげてまいります。

消防を取り巻く社会環境が常に変化していく中、市民ニーズへの的確な対応と市民が安心して暮らせる都市の実現のため、「出火防止と火災による被害の軽減」、「救急救命体制の更なる充実」、「災害対応能力の強化」の3点を本年度の消防局マニフェストとして掲げ、各種事業を推進しております。

今後も、職員個々の力はもちろんのこと、組織力を最大限に発揮し、「安心政令市にいがた」を目指し、職員一丸となり尽力してまいります。

# 危険物施設の多様な使用形態に対応した技術基準のあり方検討報告書の概要

## 危険物保安室

### 1 はじめに

太陽光発電は、エネルギー基本計画（平成26年4月11日閣議決定）において、「温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な国産エネルギー源」である再生可能エネルギーとして位置づけられ、導入が加速化されています。

このような状況の中で、危険物施設に太陽光発電設備を設置したいという要望が増えていることを踏まえ、「危険物施設の多様な使用形態に対応した技術基準のあり方検討会」を開催し、危険物施設に太陽光発電設備を設置するという新たな使用形態に伴って想定される火災危険性を抽出し、その安全対策のあり方について検討した結果を報告書としてまとめました。

### 2 報告書の内容

#### (1) 危険物施設に対する太陽光発電設備の設置状況の実態調査

太陽光発電設備を設置した給油取扱所及び管轄消防本部へのアンケート調査、危険物施設における太陽光発電設備の設置状況に関する実態調査、太陽光発電設備を設置した製造所等へのヒアリング調査、現地調査等を実施し、太陽光発電設備の設置状況、設置後の運用状況、保守・経年劣化状況、管轄消防本部による指導状況等について実態把握を行いました。

#### 危険物施設の多様な使用形態に対応した技術基準のあり方検討会委員 (敬称略)

##### 座長

大谷 英雄 横浜国立大学大学院環境情報研究院 教授

##### 委員 (五十音順)

青戸 久明 日本危険物倉庫協会 理事

井上 貴光 一般財団法人電気安全環境研究所 研究事業センター  
太陽電池測定・認証グループ グループマネージャー

喜々津仁密 独立行政法人建築研究所 構造研究グループ 主任研究員

熊本 正俊 一般社団法人日本化学工業協会 環境安全部部长

今野 和義 全国石油商業組合連合会

清水 秀樹 石油連盟 給油所技術専門委員会委員長

杉本 完蔵 一般社団法人太陽光発電協会 幹事

高橋 俊勝 川崎市消防局 予防部危険物課長

田中 由人 神戸市消防局 予防部査察課長

塚目 孝裕 消防庁消防大学校消防研究センター技術研究部特殊災害研究室長

西川 省吾 日本大学理工学部電気工学科 教授

山口 克己 東京消防庁 予防部危険物課長

吉田 一史 石油化学工業協会 保安・衛生委員会消防防災専門委員長

鶴岡 健※ ※協会内の任務変更に伴い、第2回から吉田委員と交代。

事務局：危険物保安室



太陽電池モジュール設置状況①



太陽電池モジュール設置状況②



パワーコンディショナーの設置状況





## (2) 危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合のリスクの基本的な考え方

上記(1)の調査結果や国内の太陽光発電設備に関連する事故等を踏まえ、危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合に想定されるリスクを次のように整理しました。

- (ア) 自然災害に関するリスク
- (イ) 爆発に関するリスク
- (ウ) 火災(爆発以外)に関するリスク
- (エ) その他のリスク

## (3) 危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合に講ずべき具体的な対策

上記(2)のリスクに対する具体的な対策について次のようにとりまとめました。

### (ア) 自然災害に関するリスクへの対策

太陽電池モジュールを危険物施設の屋根の上に設置する場合、地震、積雪及び暴風災害に関するリスクへの対策が必要であり、建築基準法令で定められている性能を満たすことが必要である。

一方、消防機関において、太陽電池モジュールを設置する建築物及び架台が地震、積雪及び暴風に対して必要十分な安全性を有していることを確認することは困難であることから、危険物施設の設置者等が自らの責任の下で、建築基準法令で定める基準等に適合していることを確認し、当該基準等に適合している旨を消防機関に示すことが必要である。

### (イ) 爆発に関するリスクへの対策

太陽電池モジュールを危険物施設の屋根の上に設置する場合、屋根の放爆性能を確保するため、壁については堅固さが確保され、十分な強度が発揮できるよう施工を行う必要がある。また、架台を屋根上に設置する場合、屋根ふき材に直接設置するのではなく、梁に直接荷重がかかるような設置が望ましい。

### (ウ) 火災(爆発以外)に関するリスクへの対策

太陽電池モジュールは、カバーガラスに電極、太陽電池セルを充填剤で封止し、裏面フィルム又は合わせガラスで挟み込んだ構造で、結晶系、薄膜系、CIS系のものとする。また、可燃物使用量が1㎡あたり概ね2,000g以下のものとし、JIS C 8992-2に基づく火災試験又は同等の性能試験に適合するものとする。その他太陽電池モジュール関連の電気設備に関しては、他の電気設備と同様に、電気工作物に係る法令の規定を遵守する。

### (エ) その他のリスクへの対策

- ・経年劣化に関するリスクへの対策として、定期点検を実施する。
- ・電気の使用用途に関するリスクへの対策として、災害時(停電時)に危険物施設で電気を使用できる措置を講ずる。
- ・事故対応等に関するリスクへの対策として、災害時等における確実な電力供給遮断措置及び消防隊員の感電防止のための表示措置を講ずる。また、危険物施設の所有者等が火災予防上必要な対応ができる体制を構築する。
- ・危険物施設に太陽光発電設備を設置する変更工事を行う場合、想定される様々な事故リスクに対して適切に対応する必要があるため、原則として市町村長の変更許可を受ける必要がある。

## 3 おわりに

本検討会の検討結果を踏まえ、全国に対して「危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の安全対策等に関するガイドラインについて(平成27年6月8日付け消防危第135号)」を発出したところであり、危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の安全対策の推進を図ってまいります。

### 問合わせ先

消防庁危険物保安室 危険物施設係 河本  
TEL: 03-5253-7524

## 平成26年中の危険物に係る事故の概要

### 危険物保安室

#### 1 危険物施設における事故発生件数

平成26年中（平成26年1月1日～12月31日）に発生した、危険物施設における火災及び流出事故の合計件数は、599件（火災203件、流出396件）と前年に比べ35件の増加となりました（前年564件：火災188件、流出376件）。

近年の事故件数は、平成19年の603件（火災169件、流出434件）をピークとし、以降はほぼ横ばいの状況が続いており、依然として高い水準で推移しています。また、平成元年以降事故が最も少なかった平成6年（287件：火災113件、流出174件）と比べると、危険物施設

は減少しているにもかかわらず、事故件数は約2倍に増加しています（図1参照）。

無許可施設、危険物運搬中等の危険物施設以外での火災及び流出事故の件数は22件（前年30件）と、前年に比べ8件減少しており、その内訳は火災事故が6件（前年10件）、流出事故が16件（前年20件）となっています（表1参照）。

#### 2 危険物施設における火災事故の発生状況等

##### ア 火災事故による被害の状況等

平成26中に危険物施設において発生した203件（前年188件）の火災事故による被害は、死者1人（前年7人）、負傷者64人（前年55人）、損害額は21億4,007.0万円（前年43億3,482.0万円。不明及び調査中を除く。以下同じ。）となっています。前年に比べ、火災事故の発生件数は15件増加、死者は6人減少、負傷者は9人増加、損害額は21億9,475.0万円の減少となりました（表1参照）。

##### イ 出火の原因に関係した物質

平成26年中に発生した危険物施設における火災事故の出火原因に関係した物質（以下「出火原因物質」という。）についてみると、203件の火災事故のうち、危険物が出火原因物質となる火災事故が116件（57.1%）発

図1 危険物施設における火災及び流出事故発生件数の推移

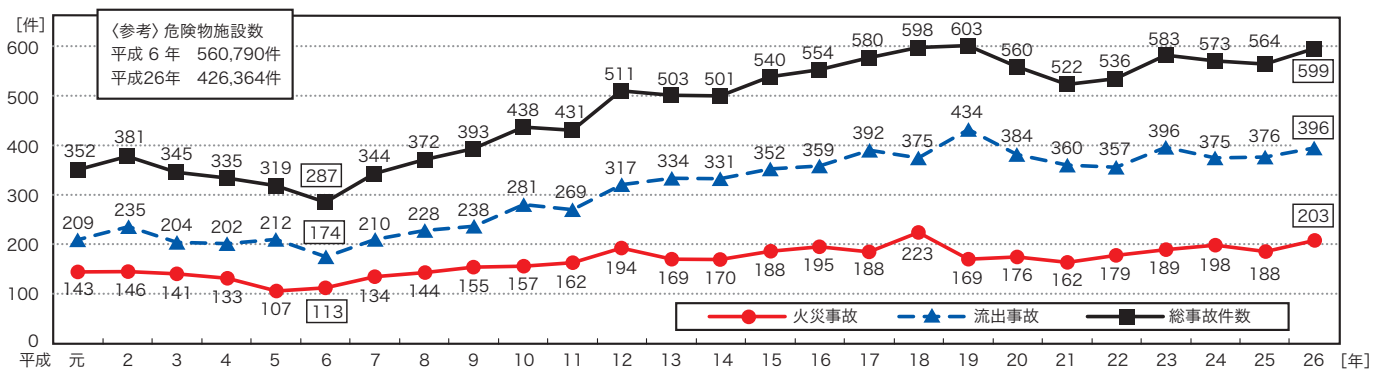


表1 平成26年中に発生した危険物に係る事故の概要

区分	事故の態様 発生件数等	危険物に係る事故 発生件数	火災			流出事故			その他 発生件数		
			発生件数	被害			発生件数	被害			
				死者数	負傷者数	損害額(万円)		死者数		負傷者数	損害額(万円)
危険物施設		818	203	1	64	214,007.0	396	0	25	42,391.0	219
危険物施設以外	無許可施設	9	6	1	5	4,615.0	3	0	0	25.0	0
	危険物運搬中	12	0	0	0	0	12	0	5	5.0	0
	仮貯蔵・仮取扱	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	小計	22	6	1	5	4,615.0	16	0	5	30.0	0
合計		840	209	2	69	218,622.0	412	0	30	42,421.0	219



生しており、このうち108件（53.2%）が第4類の危険物でした。これを危険物の品名別にみると、第1石油類が53件（26.1%）で最も多く、次いで第4石油類が21件（10.3%）、第2石油類が18件（8.9%）、第3石油類が14件（6.9%）の順となっています。

### ウ 火災事故の発生原因

平成26年中に発生した危険物施設における火災事故の発生原因の比率を、人的要因、物的要因、及びその他の要因に区分してみると、人的要因が61.1%（124件）で最も高く、次いで物的要因が28.1%（57件）、その他の要因（不明及び調査中を含む。）が10.8%（22件）の順となっています。個別にみると、維持管理不十分、操作確認不十分という人的要因に続き、設計不良（物的要因）が高い数値となっています（図2参照）。

## 3 危険物施設における流出事故の発生状況等

### ア 流出事故による被害の状況等

平成26年中に危険物施設において発生した396件（前年376件）の流出事故による被害は、死者0人（前年0人）、負傷者25人（前年18人）、損害額は4億2,391.0万円（前年4億3,949.5万円）となっています。前年に比べ、流出事故の発生件数は20件増加、死者は変わらず、負傷者は7人増加、損害額は1,558.5万円の減少となりました（表1参照）。

### イ 流出した危険物

平成26年中に発生した危険物施設における流出事故で流出した危険物をみると、ほとんどが第4類の危険物であり、その事故件数は389件（98.2%）となっています。これを危険物の品名別でみると、第2石油類が171件（43.2%）で最も高く、次いで第3石油類が101件（25.5%）、第1石油類が88件（22.2%）の順となっています。

### ウ 流出事故の発生原因

危険物施設における流出事故の発生原因の比率を、人的要因、物的要因及びその他の要因に区別してみると、物的要因が57.3%（227件）で最も高く、次いで人的要因が31.6%（125件）、その他の要因（不明及び調査中を含む。）が11.1%（44件）の順となっています。個別にみると、腐食疲労等劣化によるものが37.4%（148件）で最も高く、次いで操作確認不十分によるものが13.4%（53件）、破損によるものが9.6%（38件）の順となっています（図3参照）。

## 4 危険物事故防止対策の推進

上記の事故の状況等を踏まえ、「危険物等事故防止対策情報連絡会」を開催し、関係団体・機関で取り組むための重点項目を定めた「平成27年度危険物事故防止アクションプラン」を策定しました。

詳しくは消防庁ホームページをご参照ください。

[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4\\_16/pdf/03/20150327\\_07.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_16/pdf/03/20150327_07.pdf)

図2 危険物施設における火災事故発生原因

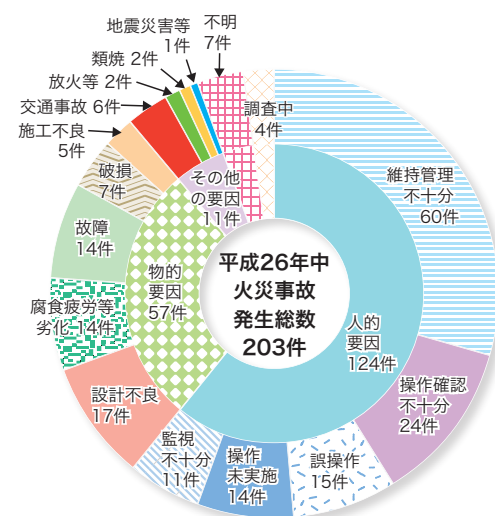
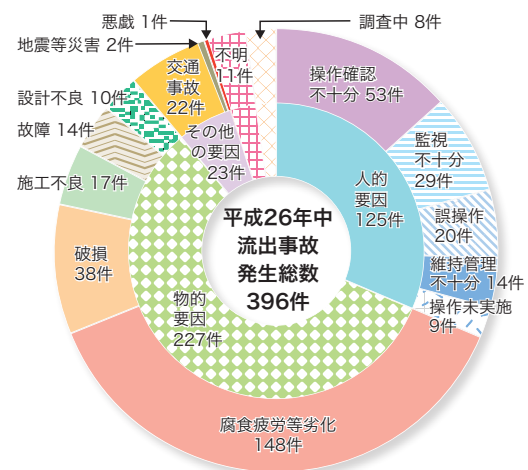


図3 危険物施設における流出事故発生原因



#### 問合わせ先

消防庁危険物保安室  
TEL: 03-5253-7524

## 平成26年中の石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所において発生した事故の概要

特殊災害室

### 1 はじめに

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年12月17日法律第84号、以下「石災法」という。）では、大量の石油や高圧ガスが取り扱われている区域を石油コンビナート等特別防災区域として指定し、さらに当該区域内で一定量の石油や高圧ガスを取り扱う事業所は特定事業所として防災施設・資機材や自衛防災組織の設置等の義務が生じます。全国で、石油コンビナート等特別防災区域は33道府県85地区、特定事業所は697となっています（平成26年4月1日現在）。

消防庁では、特定事業所で発生した事故統計について石災法が施行された昭和51年から集計しており、このたび平成26年中の概要がまとまりました。なお、当該統計は地震及びこれに伴う津波による事故（以下「地震事故」という。）とそれ以外の事故（以下「一般事故」という。）に分けて集計しており、本稿では、地震や津

波の影響による事故を除いた一般事故を中心に分析を行っています。

平成26年中は総事故件数が253件となり依然として高い状況が続いています（図1参照）。

## 2 概要

### (1) 事故件数

平成26年中（平成26年1月1日～同年12月31日）の特定事業所における事故の全体件数は253件で、その内訳は一般事故253件、地震事故0件でした。総件数は前年（229件）より24件増加しました（表1参照）。

一般事故を種別ごとにみると、火災104件（前年比22件増）、爆発6件（同1件増）、漏洩135件（同2件増）、その他8件（同1件減）となっています。

表1 種別ごとの事故発生状況

種別	平成26年中の事故			平成25年中の事故		
	一般事故	地震事故		一般事故	地震事故	
火災	104 (41.1%)	104 (41.1%)	— (—%)	82 (35.8%)	82 (36.0%)	— (—%)
爆発	6 (2.4%)	6 (2.4%)	— (—%)	5 (2.2%)	5 (2.2%)	— (—%)
漏洩	135 (53.4%)	135 (53.4%)	— (—%)	133 (58.1%)	132 (57.9%)	1 (100.0%)
その他	破損 8 (3.1%)	8 (3.1%)	— (—%)	9 (3.9%)	9 (3.9%)	— (—%)
	上記に該当しないもの — (—%)	— (—%)	— (—%)	— (—%)	— (—%)	— (—%)
合計	253	253	—	229	228	1

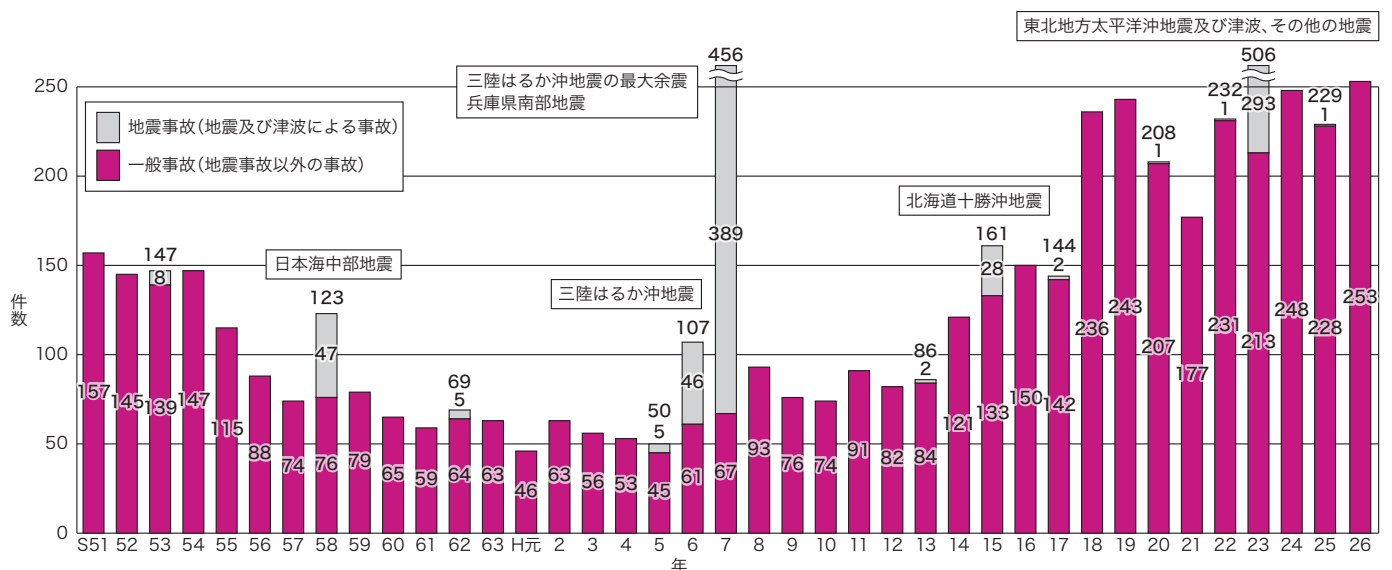


図1 事故発生件数の推移



## (2) 種別ごとの一般事故発生状況

特定事業所は、石油や高圧ガス等を取り扱う量に応じて、第一種事業所、第二種事業所と区分しています。第一種事業所のうち、石油と高圧ガスの両方を取り扱う事業所をレイアウト事業所と呼んでいます。

種別ごとの一般事故の発生状況は、第一種事業所では191件であり、そのうちレイアウト事業所は161件、レイアウト事業所を除いた第一種事業所は30件、第二種事業所では62件となっています（表2参照）。

表2 特定事業所種別ごとの事故発生状況（一般事故）

事業所種別	特定事業所数 (A)	事故件数 (B)	事故の総件数に対する割合 (%)	一事業所あたりの事故発生件数 (B/A)
第一種事業所	376	191	75.5	0.50
レイアウト事業所	183	161	63.6	0.87
上記以外の事業所	193	30	11.9	0.15
第二種事業所	321	62	24.5	0.19
合計	697	253	100.0	0.36

## (3) 業態別の一般事故発生状況

業態別の事故発生状況は、化学工業関係が90件（35.6%）、石油・石炭製品製造業関係が82件（32.4%）、電気業関係が21件（8.3%）、鉄鋼業関係が17件（6.7%）などとなっています。

また、一事業所あたりの事故発生件数は、特定事業所全体が0.36件であり、業態別では、石油・石炭製品製

表3 業態別の事故発生状況（一般事故）

業 態	内 容				件 数		業態別事故発生件数	
	火災	爆発	漏洩	その他	小計	割合 (%)	業態別事業所数	一事業所あたりの事故発生件数
食料品製造業関係	2		3		5	2.0	13	0.38
製紙業関係	2				2	0.8	3	0.67
化学工業関係	37	6	45	2	90	35.6	233	0.39
石油・石炭製品製造業関係	19		61	2	82	32.4	49	1.67
窯業・土石製品製造業関係	3		1		4	1.5	10	0.40
鉄鋼業関係	16			1	17	6.7	32	0.53
非鉄金属製造業関係	5				5	2.0	7	0.71
機械器具製造業関係	2		1		3	1.2	11	0.27
電気業関係	9		11	1	21	8.3	63	0.33
ガス事業関係	1		1		2	0.8	23	0.09
倉庫業関係	1		6		7	2.8	231	0.03
廃棄物処理業関係	2				2	0.8	8	0.25
その他	5		6	2	13	5.1	14	0.93
合計	104	6	135	8	253	100.0	697	0.36

造業関係が1.67件、非鉄金属製造業関係が0.71件などとなっています（表3参照）。

## (4) 施設区別の一般事故発生状況

施設区別の事故発生状況は、危険物施設に係る事故が137件（54.2%）、高圧ガスと危険物が混在する施設（以下「高危混在施設」という。）に係る事故が22件（8.7%）、高圧ガス施設に係る事故が8件（3.2%）、その他の施設に係る事故が86件（34.0%）となっています（表4参照）。

表4 施設区別の事故発生状況（一般事故）

施設	危険物施設	高 危 混在施設	高圧ガス施設	その他の施設	合 計
火災	38	7	3	56	104
爆発	2	—	—	4	6
漏洩	91	15	4	25	135
その他	6	—	1	1	8
合計	137	22	8	86	253

## (5) 主要原因別の一般事故発生状況

事故の主要原因の区分では、人的要因によるものが98件（38.7%）、物的要因によるものが140件（55.3%）などとなっています。

また、発生件数では、人的要因のうち操作確認不十分によるものが38件（15.0%）など、物的要因のうち腐食等劣化によるものが76件（30.0%）などとなっています（図2参照）。

なお、地震等災害の3件の内訳は、雪の影響1件、落雷1件、台風1件です。

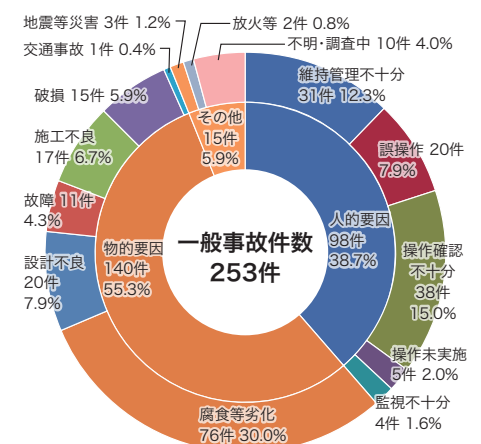


図2 主要原因別の事故発生状況（一般事故）

## (6) 死傷者の発生状況（総数）

253件の事故のうち、死傷者が発生した事故は17件（前年比6件増）、死傷者は81名となっており、このうち死者数は5名（前年比4名増）、負傷者数は76名（前年比61名増）発生しています（図3、図4参照）。

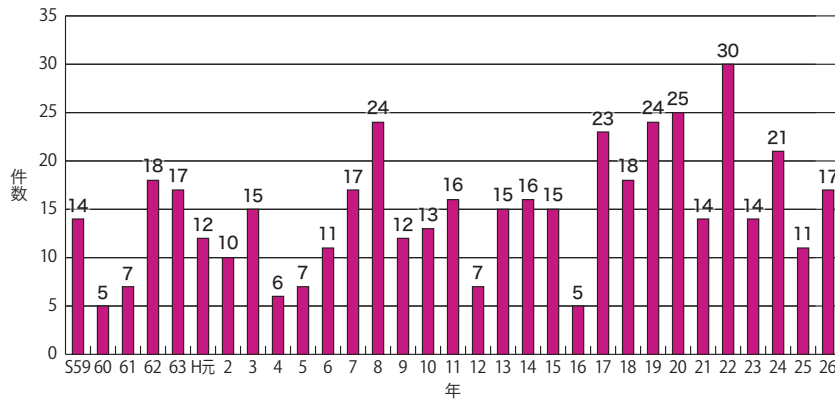


図3 死傷者発生事故件数の推移（総数）

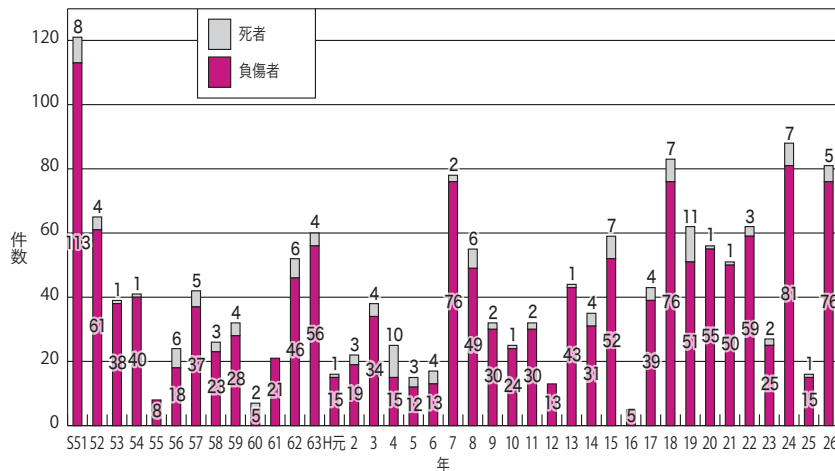


図4 死傷者数の推移（総数）

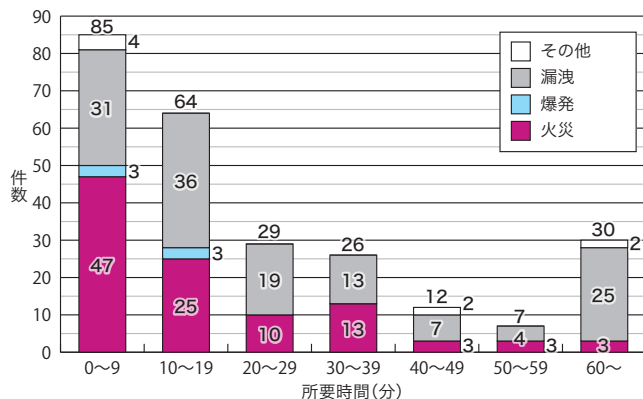


図5 事故発生時の通報状況（一般事故）

## (7) 一般事故発生時の通報状況

消防機関等への通報に要した時間の状況は、事故の発見から通報までに30分以上を要した事故が75件（29.6%）となっています（図5参照）。

## 3 おわりに

平成26年中の石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における一般事故件数は前年から25件増加となり、事故件数全体から地震及び津波による事故を除いた事故としては、過去最多を記録しました。事故の要因を分析してみると腐食等劣化が30.0%、操作確認不十分が15.0%となっており、設備の維持管理及び人的操作に係る要因が多い状況となっています。

事故発生時の消防機関等への通報状況としては、発見から直ちに（10分以内）通報が行われた事故の割合は33.6%と過去10年間で2番目に高い割合となっていますが、依然として、事故の発見から通報まで時間を要した（30分以上）事故の割合は29.6%を占めています。

死傷者が発生した事故については17件であり、前年の11件から6件増加しています。中でも、1月に三重県で死者5名、負傷者13名、9月に愛知県で負傷者15名が発生した事故等、多くの人的被害をもたらす事故が発生しています。

このような状況を踏まえ、特定事業所においては、従業員の安全教育、施設、設備の維持管理及び腐食劣化対策を講ずるとともに、通報連絡体制の再確認等により応急対応体制を見直し、より一層防災体制の充実を図る必要があります。

消防庁では、引き続き、消防関係行政機関、関係業界団体を通じて、特定事業所における事故防止体制の充実等に取り組んでまいります。

最後に、事故概要の全文は消防庁ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h27/05/270529\\_houdou\\_2.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h27/05/270529_houdou_2.pdf))

### 問い合わせ先

消防庁特殊災害室 大川  
TEL: 03-5253-7528



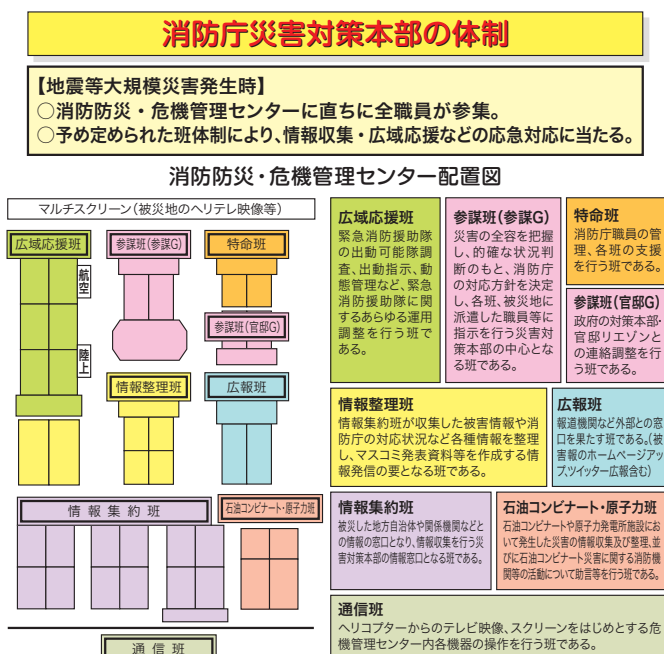
## 大規模地震を想定した 消防庁図上訓練の実施 概要

### 応急対策室

去る5月20日、消防庁職員を対象とした「消防庁図上訓練」を消防防災・危機管理センターにおいて実施しました。

消防庁では、大規模地震等発生時には、消防庁長官を本部長とする消防庁災害対策本部を設置し、消防庁全職員によるFシフト（Full Shift）体制（[図1]参照）により本部運営を行っています。

[図1]



Fシフト体制時には、参謀班が中心となり災害の全容を把握し、的確な状況判断のもと、消防庁の対応方針を決定することになります。そのため、NTT回線が途絶した場合でも、消防防災無線を含むあらゆる通信手段を用いて被災都道府県・市町村や消防本部から情報を収集

するとともに、直ちに官邸へ人員を派遣し他省庁とも連携しながら災害状況の把握に努めます。さらに、消防庁ヘリ等の映像情報のほか、被災地へ職員を派遣して直接被害状況等の実態把握を行います。こうして得た各種情報をもとに、緊急消防援助隊の出動要請・指示及びオペレーションをはじめとする、災害応急対策を進めています（[図2]参照）。

[図2]



今回の訓練は、全職員のFシフト体制における各自の役割の理解を深めること、特に人事異動に伴う新規転入者のFシフト体制の理解、各班の業務の習熟に重点を置いた訓練としました。以下、消防庁図上訓練の概要について紹介します。

## 1 目的

- ・消防庁職員、特に新規転入者のFシフト体制における各自の役割の理解を深めること及び各班の業務の習熟を図ること。
- ・新たに見直した消防庁応急体制マニュアルの実践による各種業務の習熟・理解促進を図ること。
- ・官邸との連携体制の確認を行い、その中から、Fシフト体制の課題を抽出し改善すること。

以上のような目的を持って訓練を行い、実災害における消防庁災害対策本部機能のさらなる充実強化を図ります。

## 2 訓練想定等

震源/規模 遠州灘/マグニチュード8.0、最大震度7  
発災時刻 5月20日(水)13時30分  
訓練時間 13時30分～15時30分(2時間)

## 3 対象者

消防庁長官以下、本庁全職員

## 4 訓練内容

消防庁図上訓練は、プレーヤーとコントローラーに分かれて行い、コントローラー側が都道府県、消防本部、官邸、報道機関などの関係者役になってプレーヤーに状況付与し、プレーヤーは次々と発生・変化する事態に対応するロールプレイング方式で実施しています。実災害に近い訓練にするため、職員に事前に訓練シナリオを知らせていません。

今回は勤務時間中に遠州灘を震源とする最大震度7の大規模な地震が発生したという想定で被害の状況(津波による被害、大規模住宅火災、建物倒壊による被害、毒劇物漏洩等)や官邸からの要求、報道機関等からの問い合わせといった実災害に即した状況がプレーヤーに付与されました。プレーヤーは付与された情報をもとに活動し、状況に応じて以下の内容について対応を行いました。

- (1) N T T回線が途絶した場合を想定し、消防防災無線をはじめとする各種通信手段による都道府県、消防機関からの被害状況等の収集・把握
- (2) 限られた情報のもとでの緊急消防援助隊出動の判断、応援部隊及び派遣先の決定、応援側・受援側の都道府県、消防機関及び関係省庁との連絡調整
- (3) 被害状況や緊急消防援助隊の派遣状況について、官邸への迅速な情報提供、被害報の作成及び消防庁HPへの掲載等による被害状況の迅速な発表
- (4) 石油コンビナート被害等に係る都道府県、関係機関からの情報収集
- (5) 消防庁から被災地に派遣する職員の決定

## 5 実施結果

今回の訓練を通じ、新規転入者を含めた全職員がFシフト体制時における各自の役割の理解を深め、新たに見直した消防庁応急体制マニュアルを実践したことで、実災害での災害対策本部運営での活動の仕方がイメージできたと考えています。

特にこれまでの訓練で課題とされてきた官邸への迅速な情報提供については、多数の新規転入者が訓練に参加していた状況下でありながらも、求められた時間内に情報提供できていたことは評価されます。

一方で、これまでの訓練でもう一つの課題とされてきた災害対策本部各班での情報共有については、班同士で必要な情報共有ができなかったために、消防庁の活動状況や各地の被害状況等の把握に支障を来した場面があり、課題を残す結果となりました。

## 6 訓練を終えて

今後は、こうした課題を整理し、各班に周知徹底した上で、課題解決に向けて次回以降の訓練でさらに検証していくことになります。

応急対策室では、職員のさらなる災害対応能力向上と各班の業務の連携強化のために図上訓練を実施し、災害発生時の対応に万全を期することとします。



参謀班による被害状況の把握、方針の決定状況

### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 応急対策室 小松  
TEL: 03-5253-7527 (直通)



# 消防防災ヘリコプターの操縦士の養成・確保のあり方に関する検討会の開催

広域応援室

## 1 背景と目的

消防防災ヘリコプターは、都道府県及び政令市防本部など、全国55団体において76機が運航されています。航空消防体制の更なる充実強化のためには365日24時間運航体制の確保が必要ですが、災害現場で活動するための高度な技術を有した操縦士の不足等により、多くの団体制確保が困難な状況です。

また、今後、ベテラン操縦士の大量退職が見込まれており(グラフ参照)、操縦士の養成・確保が重要な課題となっています。

## 2 第1回検討会の内容

第1回検討会では、検討会の趣旨やスケジュール等について事務局から説明が行われた後、消防防災ヘリコプター操縦士の現況の説明、現状の把握と課題の共有を図るとともに、今後の検討方針等について議論されました。

## 3 検討会のスケジュール

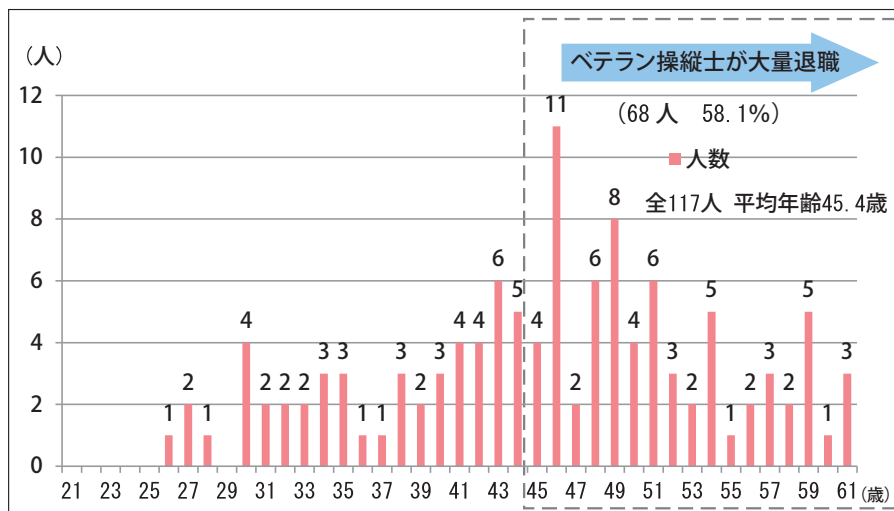
- 第1回 平成27年5月29日
- 第2回 平成27年7月30、31日
- 第3回 平成27年9月下旬～10月上旬頃(予定)
- 第4回 平成27年11月下旬～12月上旬頃(予定)
- 第5回 平成28年1月下旬～2月上旬頃(予定)

本検討会の検討結果は、平成27年度中に「消防防災ヘリコプターの操縦士の養成・確保のあり方に関する検討会報告書」として取りまとめる予定です。

検討会構成員(敬称略・五十音順)

【委員】	阿出川 悟	東京消防庁 装備部長
	稲継 裕昭	早稲田大学 政治経済学術院教授
	小島 敏幸	埼玉県 危機管理防災部長
	酒井 正子	帝京大学 経済学部教授
	坂野 満	横浜市消防局 副局長
	鈴木 真二	東京大学 大学院教授
	田代 一郎	一般社団法人全日本航空事業者連合会 ヘリコプター部会運航委員会特別委員
	野池 明登	長野県 危機管理部長
	原田 博英	神戸市消防局 総務部長
	山形 克己	株式会社IH1 顧問
	山田 義輝	宮城県 総務部長

自主運航団体の操縦士の年齢別人数(平成27年4月消防庁調べ)



※平成27年度到達予定

### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室 航空係  
TEL: 03-5253-7527 (直通)

# ドラゴンハイパー・コマンドユニット（エネルギー・産業基盤災害即応部隊）の創設

## 広域応援室

### 1 はじめに

東日本大震災においては、東北から関東の広範囲にわたり、我が国のエネルギー・産業基盤である石油コンビナート等特別防災区域で大規模火災が同時多発し、周辺住民に避難指示や避難勧告が出されただけでなく、石油等のサプライチェーンの途絶など経済的にも大きな影響を与えました。

消防庁では、こうした経験を踏まえ、石油コンビナート・化学プラント等のエネルギー・産業基盤の被災に備え、「緊急消防援助隊」に新たに特殊災害の対応に特化した部隊である「ドラゴンハイパー・コマンドユニット（エネルギー・産業基盤災害即応部隊）」を平成30年度末までに、全国12地域に編成することとしております。この度、部隊編成の中核となる「大型放水砲車」「大容量送水ポンプ車」を消防組織法第50条（国有財産の無償使用）により、千葉県市原市消防局及び三重県四日市市消防本部に配備いたしました。

### 2 部隊の編成

ドラゴンハイパー・コマンドユニットは「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に定める各隊（消火小隊、救助小隊等）に属し、石油コンビナート・化学プラント等のエネルギー・産業基盤における特殊災害発生時には、この中から必要な隊を抽出して再編成し、統一的な指揮の下、一体的な部隊運用を行うものです。

部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊、消火中隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、他の小隊（特殊装備小隊、後方支援小隊等）を加えるものとしています。

### 3 配備車両の概要等

#### （1）大型放水砲車

全長8.27m、全幅2.49m。大口径の150mmホースを1km積載しており、走行しながら車両後部からホース延長が可能であるとともに、車両上部に搭載された大型放水砲と車載の大型消防ポンプ（A-1級）を活用することで、最大毎分8,000ℓの大容量放水が可能。



大型放水砲車（車両前方）



（大型放水砲）



## (2) 大容量送水ポンプ車

全長8.90m、全幅2.49m。海や河川等のあらゆる水利から取水が行える小型軽量水中ポンプを搭載しており、さらに車載の大型消防ポンプ（A-1級）で加圧することで、遠距離（1km先）への大容量送水が可能。



大容量送水ポンプ車（車両前方）



（車両後方）

## (3) 資機材

### ①耐熱服

一般防火服では耐えられない高熱環境のもとで着用する特殊防火服。



### ②熱画像直視装置

煙中の火点の探索、人命救助、捜索活動、異常高温部分を調査。



### ③可搬式放水銃

放水方向に固定後、無人でも安定した放水が可能。



## (4) 部隊訓練

部隊を編成した市原市消防局及び四日市市消防本部では、配備車両を公開するとともに、即応体制充実強化のため、既存の大型化学消防車・大型高所放水車・泡原液搬送車を加え、放水訓練を実施いたしました。



大型放水砲車による放水



大容量送水ポンプ車による取水

## 4 シンボルマーク

部隊創設に当たり、部隊名の由来となった、江戸時代から明治時代にかけて用いられた消火道具の「竜吐水」に因み、「竜」をモチーフにした全国統一・シンボルマークを作成しました。部隊編成消防本部におかれましては、車両や防火服等に貼付する等、隊員の士気を高めていただきたいと思います。



シンボルマーク

## 5 おわりに

この「ドラゴンハイパー・コマンドユニット」は、東日本大震災での教訓を踏まえ、石油コンビナート等の災害における緊急消防援助隊の応急対応能力の向上のために編成されるものです。今回の車両配備を機に、石油コンビナート地区における自衛消防組織とともに、さらなる訓練を重ね、質・量の両面から緊急消防援助隊の充実・強化を図っていただくことを期待しています。

### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室 御子柴  
TEL：03-5253-7527（直通）

# ネパール地震災害に係る総務大臣感謝状・国際協力功労章贈呈式及び活動報告会の開催

総務課・参事官

## 1 総務大臣感謝状・国際協力功労章贈呈式

消防庁では、平成27年4月25日に発生したネパール地震災害に伴い、平成27年4月26日から5月9日までの間、同国に派遣され救助活動を行った国際緊急援助隊員に対する総務大臣感謝状及び国際協力功労章の贈呈を行いました。

なお、大臣感謝状贈呈式に先立って、国際緊急援助隊員及び隊員を派遣した消防本部に対して、消防庁長官表彰を行いました。



高市総務大臣から国際緊急援助隊員へ感謝状を贈呈

● 日 時 平成27年6月12日（金）  
15時30分～15時45分

● 場 所 総務省共用801会議室

● 受賞者（国際緊急援助隊員17名）

消防庁	課長補佐	鳥枝 浩彰
東京消防庁	消防司令長	萩森 義男
〃	消防司令	野呂瀬 亮一
〃	消防司令	伊藤 聖悦
〃	消防司令補	寺田 秀明
〃	消防士長	渡邊 純一
〃	消防士長	前田 祥吾
さいたま市消防局	消防司令補	角田 実
〃	消防司令補	大島 豊
〃	消防士長	岩田 俊
浜松市消防局	消防司令	石塚 武
〃	消防司令補	松尾 晋明
〃	消防士長	濱井 健司
川越地区消防局	消防司令補	岩本 逸人
秋田市消防本部	消防司令補	吹谷 謙和
高崎市等広域消防局	消防司令補	平崎 良典
富山市消防局	消防司令補	吉田 昌司



高市総務大臣（前列中央）、あかま総務大臣政務官（前列中央左）、坂本消防庁長官（前列左端）、国際緊急援助隊員、隊員を派遣した各消防本部



## 2 活動報告会

感謝状及び国際協力功労章贈呈後、隊員から現地の救助活動について報告が行われました。

報告会では、はじめに高市総務大臣から挨拶があり、感謝の言葉と今後の活躍、更にはネパールの復興について述べられました。続いて隊員から高市総務大臣、あかま総務大臣政務官、坂本消防庁長官へ活動の報告、意見交換が行われ、最後にあかま総務大臣政務官から労いの言葉が述べられました。

- 日 時 平成27年6月12日（金）  
15時50分～16時10分
- 場 所 総務省第4特別会議室



高市総務大臣からの挨拶



隊員による活動報告



隊員との意見交換



あかま総務大臣政務官から労いの言葉



活動報告内容（抜粋）「ネパールでの救助活動の様子」

### 問合わせ先

消防庁総務課  
TEL: 03-5253-7521  
消防庁国民保護・防災部 参事官付  
TEL: 03-5253-7507

# 全国防災・危機管理トップセミナー

## 国民保護室

### 1 全国トップセミナーの概要

今日、首都直下地震、南海トラフ巨大地震等大規模地震の発生が危惧されています。また、昨年の広島市の土砂災害や御嶽山の噴火、今年5月の口永良部島の噴火など、各地で大規模な災害が相次いでいます。このような災害等危機事態において、市町村が初動対応を適切に行うためには、トップである市町村長の判断や行動が極めて重要です。

このため、市町村長の危機管理意識の一層の向上を図り、具体的な災害対応の危機事態において、市町村長がリーダーシップを十分発揮し、的確な危機対応を行うことができるよう、消防庁では、昨年に続き、市町村長を対象とした「防災・危機管理トップセミナー」を実施することとしました。

平成27年6月10日（水）、「全国防災・危機管理トップセミナー」が、全国市長会の協賛のもと開催されました。会場となった全国都市会館大ホールには、全国より約150人の市長本人にご参加いただきました。



写真1 高市総務大臣

#### (次第)

1. 開会あいさつ  
高市総務大臣
2. 市町村長の初動対応について  
前消防審議会会長 吉井 博明氏  
(東京経済大学名誉教授)
3. 被災市長による講演①  
新潟県見附市長 久住 時男氏
4. 被災市長による講演②  
宮城県気仙沼市長 菅原 茂氏
5. 閉会あいさつ  
山谷内閣府防災担当大臣

### 2 全国トップセミナーの内容

冒頭の挨拶で、高市総務大臣は、出席した全国の市長に対し、非常時の市町村長の責任・心構えとして、第一に、トップである市町村長が全責任を負う覚悟を持って陣頭指揮を執ること、第二に、避難勧告等の発令について空振りを恐れず時機を失することなく発令すること、第三に、市町村長自らが住民に災害状況を伝えるなど説明責任を果たすことを求め、市町村長自らが訓練に参加し、危機管理能力を身につけることが大事であると述べられました。

また、緊急消防援助隊の要請については、必要と判断した場合には躊躇することなく都道府県知事や消防庁長官に要請してほしいこと、さらに、消防団の充実強化に向けた一層の協力、防災情報の適時・的確な伝達への取組を求めました（写真1）。

消防審議会の吉井前会長からは、「危機時の市長のリーダーシップと初動対応」をテーマにご講演をいただきました（写真2）。





写真2 吉井前会長

はじめに、危機の4つの困った特徴として、①予測ができない、②滅多に起きない、③災害は多様であり経験が役に立たない、④膨大な救援需要が出るが供給力が圧倒的に不足することを掲げ、このような状況の中で、優先順位を決め、職員の指揮をとり、緊急消防援助隊や警察、自衛隊等の応援部隊に対し差配できるのは首長しかいないと述べられました。

また、初動期の特徴として、災害の初動期は正確な状況がわからない状況にあるが、人命を救うための重大な決断（避難勧告など）を行い、責任を取れるのは首長しかいないと述べられました。

災害対策本部を設置した場合に必要なこととして、迅速な決断を行うため、本部長である首長が本部にいないと述べられました。また、災害時の情報の特徴として、被害規模が大きくなると情報があがってこないことが多く、情報の空白地域の有無のチェックが重要と述べられました。

土砂災害警戒情報は、見逃しは少ないが空振りが多く、その理由として、空振りによる市民からのクレームの心配や完璧志向が働き、避難の呼びかけが遅れてしまうことが多いが、首長には空振りをする覚悟が必要であり、そのためには、事前の住民への十分な説明・理解が必要と述べられました。

危機対応の例えとして、危機対応は突然やってくる入試と同じで、いきなり問題が出される。準備は入試と同じで過去問を解くこと。自分がもしその立場だったらどうするかということを考えていく。もう1つは模擬試験

として訓練や図上演習などを行い、想定外のことが起きても対応できるようにすることが重要と述べられました。

まとめとして、首長自らプロアクティブの原則に則り迅速な行動が必要であり、「疑わしきときは行動せよ（被害報告を待つな）」、「最悪事態を想定して行動せよ（希望的観測をするな）」、「空振りは許されるが見逃しは許されない（空振り覚悟で積極的に対応（避難勧告等発令）せよ）」の3点が重要であること。最後に、危機を乗り越えるには、平常時の事前の準備・事前の被害対策で9割方の成否が決まるといってよく、その後、危機発生時の心得として、人命優先でプロアクティブの原則でしっかり対応してほしいと述べられ、吉井前会長の講演は終了となりました。

新潟県見附市の久住市長からは、平成16年の水害（激甚災害に指定）から7年後の平成23年に、平成16年よりも多くの雨が降ったにも関わらず、災害を最小限に抑えることができた経験・対応策について、「2度の水害における見附市の対応について」というテーマでご講演をいただきました（写真3）。



写真3 久住市長

まず、ソフト対策として、気象会社等から雨量情報や河川水位の情報の入手を可能にしたことや、水害時非常配備として、①必要な情報の入手方法、②その情報の因果関係の分析、どういう段階でどういう体制・どういう指示ができるかという体制のチャートの作成、③市民への伝達手段、④避難の方法の4つについて整理したこと、全職員に対し通常時の辞令のほかに緊急事態での役割を与えたこと等を述べられました。



また、土砂災害警戒区域を100%指定し、毎年、該当区域の連絡網を見直した結果、約15分で全世界帯に情報伝達が可能となったこと。さらに伝達時間の短縮、伝達方法の多重化に努めていると述べられました。

全住民の約3割以上が参加する訓練を10年以上続けており、訓練実施の有無で災害の質が明らかに変わってくる。さらに、訓練には8割以上の中学生が参加しており、子供達の意識が高まるとまちが変わっていくと感じていると述べられました。

ハード面では、355名の農家の協力を得て遊水池や田んぼダムを設け、平成23年7月に完成したが、その2週間後に水害(激甚災害に指定)が起きたにも関わらず、被害を最小限に抑えることができたことと述べられました。

最後に、「トップがなすべき11カ条」の紹介があり、久住市長の講演は終了となりました。

宮城県気仙沼市長からは、平成22年に市長に就任し、就任後10ヵ月目の東日本大震災において陣頭指揮に当たられ、その経験から「津波死ゼロのまちづくり」に取り組んでおり、「東日本大震災から4年 その教訓と将来への備え」というテーマでご講演をいただきました(写真4)。



写真4 菅原市長

最初に、震災当時の映像が流れ、石油タンクの倒壊によるA重油の流出により火災が起きたこと、車による避難では、自宅に戻りたいという意思が働き両車線が渋滞していたこと等が紹介されました。

気仙沼市の被災の特徴として、地震・津波・火災のト

リップパンチに遭ったこと。海岸地帯に工場や企業が集中していたことにより、8割の企業が被災したこと。また、人口7万人のうち約2万人が避難し、最大105カ所で避難生活が始まったと述べられました。

記者会見について、今でも週2回続いていることや、避難所に毎日広報誌を届けたり、災害FMを立ち上げたこと等について述べられました。

災害危険区域指定の重要性や、公営住宅については、とにかく場所を決めることが重要であり、自分がどこに入るかわからないという不安を解消させることが大事だと述べられました。

避難所における子供達の重要性について触れられ、子供達が一生懸命やっていると大人が我が儘を言えなくなる。避難所における日本人の秩序は素晴らしいと海外から評価されたが、子供達が甲斐甲斐しく頑張ったことが影響しているのではないかと、防災教育は大事だと述べられました。

最後に、テキスト「市町村長による危機管理の要諦」の中から、菅原市長が共感した幾つかの例(危機管理担当幹部の育成、市長はまず駆けつけること、避難勧告を躊躇なくかけること、住民へ直接メッセージを伝えること等)について紹介があり、空振りについては、空振りしたらどうかと心配するのではなく、空振りすればいいと割り切った方がいいと述べられ、菅原市長の講演は終了となりました。

セミナー最後は、山谷内閣府防災担当大臣から閉会あいさつをいただきました。

### 3 都道府県トップセミナー

都道府県においても、市町村長を対象としたトップセミナーを、4月16日の山口県を皮切りに順次開催しています。

#### 問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室  
TEL: 03-5253-7551

# 「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の実施について

## 特殊災害室

### 1 趣旨及び目的

近年、石油コンビナートでは、大規模な爆発、火災の延焼等により、死傷者が生じる事故や事業所の敷地外にまで影響が及ぶ事故が発生しています。さらに、南海トラフ地震や首都直下地震による石油コンビナート地区の大規模な被害の発生も懸念されています。

石油コンビナート等災害防止法に基づき石油コンビナート区域内の特定事業所においては、爆発、火災等の事故やその他の災害に対応するため、防災要員や消防車等の資機材からなる自衛防災組織が置かれています。石油コンビナート等の保安体制の確立にあたっては、この自衛防災組織が極めて重要な役割を担っていることから、自衛防災組織の技能及び士気の向上を図り、防災体制を充実強化することを目的として、消防庁において「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト（以下「技能コンテスト」という。）」を本年も実施することとしましたので、以下その概要について紹介します。

### 2 技能コンテストの概要

#### (1) 応募資格

大型化学高所放水車及び泡原液搬送車を保有する特定事業所の自衛防災組織及び共同防災組織で、管轄消防本部が推薦する組織。

#### (2) 実施時期

11月5日の津波防災の日を中心とした前後1ヶ月間程度の時期に実施。

#### (3) 実施場所

技能コンテストに出場する自衛防災組織又は共同防災組織が所在する特定事業所内において実施。

#### (4) 技能コンテストの種目

大型化学高所放水車及び泡原液搬送車を使用した競技。

#### (5) 競技のねらい

屋外タンク等の火災に対する高所からの泡放水を想定した競技であり、活動・操作の安全性及び確実性に主眼を置き、基本的な活動の体得、チームワークの醸成、士気・規律の向上をもって、自衛防災組織及び共同防災組織の防災業務の技能向上を図る。

#### (6) 競技の想定及び内容

事業所内の屋外貯蔵タンクで火災が発生したとの情報により、自衛防災組織等の大型化学高所放水車中隊が出場。現場に到着するとタンク上部から黒煙が噴出しているのを確認したため、ただちに泡消火薬剤による消火活動を開始するもの。

#### (7) 審査

消防庁職員が審査する。

#### (8) 予選選抜の実施

管轄消防本部が推薦する特定事業所の自衛防災組織又は共同防災組織が20を超えた場合は、予選選抜を実施する。

#### (9) 表彰

(7)の審査を踏まえ、審査・表彰委員会において技能が優秀であると認められる自衛防災組織又は共同防災組織を決定し、上位5位までの組織に総務大臣賞を授与する。また、上位5位に次いで優秀と認められた組織に奨励賞を授与する。

### 3 その他

技能コンテストに関する詳細は消防庁HP ([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4\\_18.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_18.html))に掲載しておりますので、ご覧ください。



技能コンテストの様子

#### 問い合わせ先

消防庁特殊災害室 宮崎、大川  
TEL : 03-5253-7528



# 消防団ドラマ「HEAT」の撮影に全面協力

## 広域応援室

「本番！よーい、スタート！」（カチン！）「はい、チェック」監督の声が撮影現場に響きます。

今年5月の晴れた日曜日、消防団ドラマ「HEAT（ヒート）」が都内でクランクインしました。睨み合うクールなビジネスマンと熱いまなごしの消防士。階段を全力で駆け上がってはストップ。台詞を合わせてはストップ。納得いくまで何度も何度も撮影が繰り返されます。



### 【史上初の消防団ドラマ】

「HEAT」は、史上初となる消防団を舞台にしたドラマです。出演俳優の皆さんは、実際に東京消防庁の消防学校で防火服の着脱訓練やホースの延長作業、放水訓練といった実技指導を受け演技に挑んでいます。

地域防災にひたむきに取り組む消防団員の懸命な姿は、私たちに改めて防災の大切さを訴えかけます。こうした作品を通して、国民の皆様にも消防団活動に関心を持っていただくとともに、現在、地域防災のリーダーとして活躍している方にとって誇りと励みになることを願っています。

### ※消防団

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員は他に本業を持ちながらも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防・防災活動を行っています。平成26年4月1日現在、消防団員は86万4,347人、消防団の数は2,221団あり、消防団は全ての市町村に設置されています。また、東日本大震災を経てその重要性が叫ばれており、女性団員（2万1,684人）や学生団員（2,725人）も増加しています。総務省消防庁では、消防団の加入促進をはじめとした充実強化に取り組んでいるところです。



### 【総務省消防庁がプロジェクトに全面協力】

7月7日（火）夜9時から関西テレビ・フジテレビ系全国ネットで、連続テレビドラマ「HEAT」が放送されます。

5月22日（金）には、高市総務大臣から、消防団の加入促進をはじめとした充実強化に取り組んでいる中で時宜を得た企画であり、総務省消防庁及び東京消防庁が全面的に協力している旨発言したところです。

本プロジェクトには、昨年4月の企画段階から総務省消防庁が全面的に関わっています。



## 番組情報

### ○あらすじ

ドラマの舞台は東京の西南部に位置する地方都市・幸多市（さちおおし）。主人公・池上タツヤ（AKIRA）は、日比野仁（稲垣吾郎）が社長を務める不動産会社「クローバー都市開発」の社員で、数百億円規模の都市開発プロジェクトの候補地として幸多市に目をつける。用地買収のため、地権者の情報を手に入れようと、素性を隠して幸多市の消防団第十一分団に入団したタツヤ。そこで出会ったのは、安住咲良（栗山千明）をはじめとした個性豊かな消防団員たちと、消防士・合田篤志（佐藤隆太）。

消防職員と違い火災現場での地味な活動、生業の合間をぬっての訓練など、成果主義の不動産会社で成り上がってきたタツヤにとって、消防団の活動は理解できないことばかり。おまけに彼女たちは、地域の人からあることを理由に「ショボショボ団」と馬鹿にされ、人員減に悩む集団だった。

そんな咲良たちを見下すタツヤだが、懸命に地域住民のために活動する消防団に接し、またライバル視する合田と共に災害に直面する中で、「自分の利益が第一」という信念が少しずつ揺らいでいく。

その一方で、結城エリ（菜々緒）から得た情報を使い進めていた都市開発プロジェクトをめぐって、他の候補地を推す濱田直紀（田中圭）との争いも激しくなっていく・・・。

現在、地域防災のリーダーとして活躍の消防団の皆さん、そして、これから入団を希望する皆さんへの応援歌として誕生したドラマ「HEAT」を是非ともお楽しみに。

なお、ドラマに先行して、6月25日（木）には小説「ファイアマンの遺言」が角川文庫から刊行され、小説・テレビにより展開されます。

### ○出演者情報

EXILEのAKIRAさん演じる主人公は、クールだが内に熱い心を持つエリートビジネスマン。自信家で負けず嫌い、自分の目的達成のためには手段を選ばない役どころは、これまでの出演作品では見せたことのない姿です。そんな彼が、「消防団」との出会いにより、人間的に成長していく様子を演じていきます。

また、消防団のリーダー的存在となる女性団員役には、シリアスもコメディも巧みに演じ分ける実力派女優・栗山千明さんが出演。幼稚園の教諭として働きつつ、消防団の仕事に誇りに思い、団を牽引する熱く心優しいヒロインを演じます。出演に先立ち、消防団の実技訓練も受けた彼女の整然とした動きにも注目です。

加えて、防災意識の低い主人公と度々衝突する消防士の隊長役として佐藤隆太さんが出演。現場の最前線で常に冷静な彼も、地域を災害から守る熱い気持ちを持つリーダーです。これまでの明朗快活なイメージとは異なり、厳しくも逞しい、頼りがいのある隊長の姿を見せてくれます。

さらに、主人公が勤める不動産会社の社長役としてSMA Pの稲垣吾郎さんが出演。経営者としての冷徹さと、バラの栽培が趣味というエレガントな一面を併せ持つ个性的な人物として、ドラマに花を添えます。

その他、消防団の個性的な面々や主人公の会社関係の人物など、豪華俳優陣が続々と出演します。

消防団への入団を機に、主人公が「街を守るヒーロー」へと成長する姿を笑いあり、感動ありで描きます。



放送時間：7月7日（火）夜9時スタート 初回2時間スペシャル  
（2話以降 毎週火曜夜10時から10時54分）

関西テレビ・フジテレビ系全国ネットにて放送

出演：AKIRA、栗山千明、佐藤隆太、田中圭、菜々緒、稲垣吾郎 ほか

消防庁では、このような作品への協力などを通して、国民の皆様へ消防行政に関心をもってもらえるよう、引き続き多様な広報業務を実施してまいります。

※写真及び番組情報の提供：関西テレビ

#### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室 島田  
TEL: 03-5253-7527（直通）

# 「平成27年度危険物安全週間」推進行事の実施結果

## 危険物保安室

消防庁では、危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週（平成27年度は6月7日（日）から6月13日（土）までの7日間）を「危険物安全週間」として、危険物保安に対する意識の高揚及び啓発を推進する様々な行事を開催しました。

### ◇危険物安全大会

6月8日（月）に開催した「危険物安全大会」では、危険物保安功労者等消防庁長官表彰式及び記念講演が行われ、開会にあたり坂本森男消防庁長官が式辞を述べました。



危険物保安功労者等の受賞者の皆様

### ●消防庁長官式辞

平成27年度危険物安全大会表彰式を挙げるに当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本日の表彰式は、危険物を取り扱う事業所の皆様における保安体制の一層の充実や、国民の皆様の危険物の保安に関する意識の向上を目的とした、危険物安全週間の行事の一環として行うものです。

本日、表彰を受けられる皆様方は、これまで危険物の保安に努めてこられた方々であり、その御功績に対し、深く敬意を表する次第です。

さて、近年、危険物施設における事故件数は高い水準で推移し、死傷者を伴う重大事故も発生しています。

危険物施設における主な事故原因は、設備の腐食劣化などの物的要因や、操作確認の不十分・監視不十分などの人的要因が挙げられます。特に重大事故の背景要因を見ると、熟練者の退職や設備の自動化などにより、職場の危険予知能力の低下、危険物の性質や装置についての理解不足、緊急時の対応能力の低下等が指摘されています。

危険物事故はひとたび発生すると、甚大な被害をもたらすおそれがあります。事故を未然に防ぐことが最も重要であることは言うまでもありません。このためには、マニュアル手順の背景にある原理原則の理解、いわゆるノウ・ホアイ（know-why）の理解促進により、リスクに気づく感性のある人材を育成することや、過去の事故事例・良好事例を検討し、実効性のある活用方策を実施することなどの自主的な事故防止の取組が、保安体制の充実には不可欠であると考えています。

こうした取組を積極的に行われている、本日受賞されます皆様方には、引き続き危険物の保安体制の充実強化に向けて、更なるご活躍と、地域社会の安全への一層の御貢献を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

結びに、御出席の皆様の御健勝と御発展を心からお祈り申し上げます、式辞といたします。



危険物安全大会における坂本森男消防庁長官式辞



### ●消防庁長官表彰

- 1 危険物保安功労者（個人）  
21名
- 2 危険物保安功労者（団体）  
2団体
- 3 優良危険物関係事業所  
31事業所
- 4 危険物安全週間推進標語  
「無事故へと 気持ち集中 はっけよい」  
梶 政幸氏
- 5 危険物事故防止対策論文  
『資料等による確認を要する変更工事の届出に係る認定制度の提案～自主保安と効果的な規制のベストミックスによる石油コンビナート地域の事故防止対策～』  
堺市消防局予防部危険物保安課  
木塚 暁喜氏



危険物保安功労者等の表彰

### ●記念講演

室崎 益輝氏  
 (公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 副理事長兼研究調査本部長)  
 「大震災の教訓と減災の考え方」



室崎 益輝氏による記念講演

### ◇危険物施設安全推進講演会

6月9日(火)(東京会場)及び11日(木)(大阪会場)に開催された「危険物施設安全推進講演会」では、危険物関係事業所の従業員や消防関係者を対象として、基調講演及び事故事例発表が行われました。

### ●基調講演

林 光一氏  
 (青山学院大学理工学部機械創造工学科教授)  
 「インフラ整備における安全対策から得たもの」

### ●事故事例発表

真弓 明之氏  
 (四日市市消防本部予防保安課課長補佐)  
 「多結晶シリコン製造施設付属機器の爆発火災事故について」

### ●災害防止に向けての取組み

岩間 啓一氏  
 (石油化学工業協会技術部長)  
 「産業保安に関する行動計画」



林 光一氏による基調講演(東京会場)

このほか、各都道府県及び全国の消防本部においても講演会、研修会、広報・啓発活動、立入検査、消防訓練、表彰式等の様々な行事が行われました。

### 問合わせ先

消防庁危険物保安室 企画係 佐藤・高部  
 TEL: 03-5253-7524



# 第27次消防審議会（第6回）の開催

## 総務課

平成27年6月22日（月）に、第27次消防審議会（消防庁長官の諮問機関。会長・室崎益輝神戸大学名誉教授）の第6回会議を開催しました。

今回の会議においては、まず審議事項である、①「今後の調査審議の進め方について」、②「地域における防災主体の役割分担について」、③「機能別団員制度について」の3項目と、報告事項である「ネパール地震災害に対する国際緊急援助隊の派遣について」の計4項目について、消防庁から説明を行いました。

これらの説明の後、委員間で意見交換が行われました。

意見交換においては、地域の実状を踏まえて自主防災組織等の役割分担を議論する必要性、女性の消防団員等のための環境整備の必要性、機能別団員が活躍するための教育の重要性等、幅広い御意見を頂戴しました。



次回第7回会議は、8月～9月の開催を予定していません。

なお、消防審議会の配布資料及び議事録は、消防庁ホームページ（[http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi\\_kento/shingi.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/shingi.html)）に掲載しています。

### 【議事次第】

#### 1 開 会

#### 2 議 題

##### 《審議事項》

今後の調査審議の進め方について  
地域における防災主体の役割分担について  
機能別団員制度について

##### 《報告事項》

ネパール地震災害に対する国際緊急援助隊の派遣について

#### 3 閉 会

### 問合わせ先

消防庁総務課 圓増、高橋、山田  
TEL: 03-5253-7506

# 緊急消防援助隊情報

## 「緊急消防援助隊運用要綱」の見直しについて

広域応援室

### 1 はじめに

緊急消防援助隊については、消防組織法第44条等の規定のほか、同法第45条第2項の規定に基づき、総務大臣が定めることとされている「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」(平成16年2月6日消防震第9号。以下「基本計画」という。)、基本計画第7章2の規定に基づき、消防庁長官が定めることとされている「緊急消防援助隊運用要綱」(平成16年3月26日消防震第19号。以下「旧運用要綱」という。)等により、これまで運用されてきたところです。

今般、平成26年度に発生した災害における出動時の教訓、平成26年3月の第3期基本計画の策定に伴う統合機動部隊等の新設、地方分権改革に関する「平成26年の地方からの提案等に関する対処方針」(平成27年1月30日閣議決定)への対応等を踏まえ、旧運用要綱を見直し、「緊急消防援助隊運用要綱の見直し」(平成27年3月31日付け消防広第74号)により、消防庁長官から都道府県知事並びに東京消防庁及び各指定都市消防長に対して、通知しました(参照URL:[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2703/pdf/270331\\_kou74.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2703/pdf/270331_kou74.pdf))。



火山ガス検知器を確認しつつ、山頂へ向かう緊急消防援助隊  
(御嶽山噴火災害：名古屋市消防局提供)

### 2 見直しの概要

#### (1) 緊急消防援助隊に関する都道府県等の対応の明確化

緊急消防援助隊における都道府県や市町村の対応の重要性を踏まえ、旧運用要綱を対応する主体に応じて、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」(以下「要請要綱」という。)と「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」(以下「新運用要綱」という。)に分割し、都道府県等の対応の明確化を図りました(図1)。

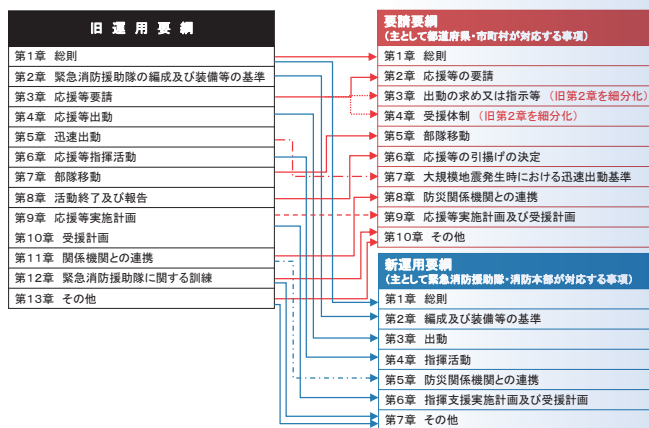


図1 都道府県等の対応の明確化 (旧運用要綱の分類)

#### (2) 都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等要請の迅速化

都道府県がより迅速に応援等の要請を行うことができるよう、要請要綱において主に3点の改正を行いました。

① 甚大な被害に拡大することが見込まれる場合の要請  
災害による死者数その他詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、都道府県知事は、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要であると判断したときは、応援等の要請を行うよう新たに定めました(要請要綱第3条第2項)。

#### ② 電話による迅速な要請

これまで都道府県知事からの応援等の要請は、様式に基づき書面により行うこととしていましたが、応援等が必要である旨を電話により行うことに改めまし









新運用要綱及び応援等計画通知において、次のとおり定めました。

① 統合機動部隊の出動の迅速性の確保

統合機動部隊の迅速な出動を確保するため、出動時間の目安を緊急消防援助隊の求め又は指示の後、概ね1時間以内と定めました（新運用要綱第11条）。また、このための具体的な措置として、各都道府県において定める応援等実施計画において、代表消防機関のみでの編成、応援先都道府県に応じた編成・集結場所の設定、具体的な隊の指定、迅速に参集・出動が可能な小隊での編成等を総合的に勘案し、統合機動部隊の編成を定めておくこととしました（応援等計画通知：別添1-3（3））。

② 統合機動部隊長と都道府県大隊長の兼任

都道府県大隊長が自ら統合機動部隊長として先遣出動し、後続する都道府県大隊が到着後は大隊長の任務に就くという運用ができるよう、統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるとしました（新運用要綱第4条）。

③ 迅速出動の基準における統合機動部隊の位置付け

統合機動部隊の任務や編成等を踏まえ、迅速出動の基準において、最大震度6強の地震が発生した場合、地震発生後に直ちに出動することとされていた「陸上先遣隊」を「統合機動部隊」に変更しました（要請要綱第26条）。

④ 具体的な部隊編成

統合機動部隊について、部隊の任務等を踏まえ、統合機動部隊指揮隊1隊、消火小隊3隊程度、救助小隊3隊程度、救急小隊3隊程度、後方支援小隊1隊、通信支援小隊1隊により編成するものとしました（応援等計画通知：別添1-3（2））。

また、エネルギー・産業基盤災害即応部隊については、部隊の任務等を踏まえ、特殊災害中隊として、大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車、消火中隊として、化学消防ポンプ自動車で構成される小隊を必ず編成に加えるものとし、その他の小隊については、地域の実情に応じて編成するものとしました（新運用要綱第5条、応援等計画通知：別添1-3（4））。加えて、都道府県大隊の出動を伴わずに単独で出動することや、都道府県大隊を構成する小隊として出動した後に、別命を受け、エネルギー・産業基盤災害即応部隊を編成し、都道府県大隊とは別の被災地へ出動すること等、災害状況に応じた柔軟な対応ができるよう考

慮するとともに、特殊災害に対する消防活動の経験が豊富で、高度かつ専門的な知見を有する消防本部の小隊により編成することとしました（応援等計画通知：別添1-3（4））。

（7）地方分権に関する地方提案等への対応

平成27年1月30日に閣議決定された「平成26年の地方からの提案等に関する対処方針」において、「緊急消防援助隊の応援等に係る市町村長、都道府県知事及び消防庁長官の間における情報提供について、消防の応援等に関する要綱等において明確化する方向で検討し、平成26年度中に結論を得る」とされました。

これを踏まえ、消防組織法第44条第1項に基づく都道府県知事の緊急消防援助隊の要請との相違を明確化するため、市町村長から都道府県知事及び消防庁長官への情報提供について、「要請」と定められていたものを「連絡」と改めました（要請要綱第4条各項）。

また、現状の運用及び自衛隊の災害派遣の要請の要求に関する災害対策基本法第68条の2の規定を踏まえ、市町村長から直接消防庁長官へ連絡を行うことができる場合として、「市町村長は、都道府県知事へ連絡を行った場合において、特に必要があると認められるとき」を追加しました（要請要綱第4条第2項）。

### 3 おわりに

消防庁では、第3期基本計画の策定、これを踏まえた運用要綱の改正、そして今回紹介した運用要綱の見直しや各種通知の発出等、今後発生が懸念される大災害への備えや近年発生した災害における活動の教訓等を踏まえ、随時、緊急消防援助隊の運用改善を行っています。都道府県、市町村及び消防本部においては、各通知の趣旨を踏まえ、各機関における計画等の見直し、訓練の実施などにより、緊急消防援助隊の運用強化を図っていただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室  
TEL: 03-5253-7527

# 先進事例 紹介

～大学生の防災意識の向上と消防団の若手団員確保に向けて～

## 大学生消防防災サークル支援事業「京都学生FAST」

京都府 府民生活部消防安全課

### 1 はじめに

京都府は、日本列島のほぼ中央に位置し、面積4,613.21km<sup>2</sup>、人口約261万人で、南北に細長いのが特徴です。府内には26の市町村があり、その全てに消防団が設置されています。平成27年4月現在、1万7,838人の消防団員の皆さんに地域の安心・安全を確保するため、地域防災の要として活動していただいています。しかしながら、消防団員の高齢化・若手団員不足が深刻化しており、消防団員の確保が急務となっています。

そのような状況を受け、本府では平成26年度から女性、OB団員や若者といった様々な切り口から消防団への入団促進に向けた取組を展開しています。

特に、若者に対するアプローチの一環として、府内の大学生による消防防災サークルの立ち上げとその活動を支援し、若者に対する意識付けを行い、将来の入団促進を図る取組を開始しておりますので、その概要を紹介させていただきます。

#### 管内図



### 2 大学生消防防災サークル支援事業「京都学生FAST」

#### (1) 事業開始の経緯・目的

消防団の団員減少は、社会構造や意識の変化など様々な要因があり、対策を講じるには性別や世代を問わず広く理解を求め、地域防災の重要性や社会貢献意欲を喚起していく必要があります。

特に、若手消防団員の減少を改善するためには、大学生へのアプローチが不可欠ですが、消防団の認知度が低下していることに加え、授業やアルバイト等で忙しい大学生に対して、直接的に入団を促しても、実際の入団につなげるには、ハードルが高いと感じ、まずは大学生の地域防災に対する意識の醸成と消防団の認知度アップが必要であると考えました。

そこで、学生自身のフィールドにあり、馴染みのある『サークル』という緩やかな位置づけで、消防防災活動に触れる機会を作り、サークル活動を通して、消防団や地域との関わりを持つ中で、興味関心を喚起させ、将来の入団促進につなげることを目的に、取組をスタートさせました。

本事業を通して、大学生と地域（消防団）のネットワークの構築を図るとともに、消防防災に関する知識やスキルを習得し、近い将来、居住地や勤務地等で若い防災人材として活躍してくれることを期待しています。

#### (2) 事業の内容

本事業は、京都府内の大学（短期大学等）を対象に、本府から各大学へ呼びかけを行い、興味のある大学や学生を募って、大学生による消防防災サークルの立ち上げを支援しています。サークル発足後は、活動のコーディネイトや各関係機関（消防署・消防団・ボランティアセンター等）との調整等を行い、本府から活動に必要な資機材（活動服や腕章等）を交付して、京都府公認の消防防災サークルとして支援しています。

また、各大学単位で構成された大学生の消防防災サークルのネットワークを府全体で構築し、「京都学生FAST (Fire and Safety Team)」の呼称のもと、合同の図上演習の実施や活動報告会等を行い、各大学間での相



互交流や意見交換を図るといった横のつながりを活かした活動も行っています。



平成26年度合同活動報告会



4大学合同図上演習

### (3) 活動紹介

平成26年度は京都華頂大学・短期大学、佛教大学、京都橘大学、同志社大学の4大学でサークルが発足し、それぞれに活動を開始しており、平成27年度については、京都学園大学、京都文教大学、京都産業大学の3大学が実施に向け、準備を進めています。

大学ごとに、それぞれの特色やニーズに応じた活動が展開されており、活動内容は多岐に渡っています。共通の活動としては、地域の消防団員との防火パトロールの実施、消防団活動の見学や地域の防災訓練の参加等があります。また、府立消防学校や京都市市民防災センター等の見学といった施設を活用した体験学習を行っている大学もあります。



消防団との防火パトロール

これらのフィールドワークに加え、救命講習やボランティアセンターの防災講座を受講する等して主体的に自身のスキルアップに励んでいます。また、大学祭での防災ブースの出展や防火啓発ビラの配布といった大学構内での防火・防災啓発活動も積極的に行っています。

最近の取組としては、学生の企画による子ども向けの防災啓発イベントの実施や大学での空き時間を利用したAED講習会の実施といった活動も行っており、活動の量・幅が広がってきています。



消防団活動の見学

## 3 今後の展望

事業を開始しておよそ1年が経ちましたが、学生自身がサークル活動を通して、消防団活動を目で見て、肌で感じる中で、消防団に対する考え方やイメージが変わり、消防団へ入団する学生が少しずつ増えてきています。もちろん即効性のあるものではないかもしれませんが、大学生への意識付けを着実にを行い、興味関心を涵養させることで、長期的には一定の効果が出てくると期待しています。

大学生と消防団を繋ぎ、学生の防災意識を高める場である「京都学生FAST」を、今後も拡充させていき、大学のまち京都の強みを活かした取組として、消防団員確保の一助となるよう推進していきたいと存じます。



平成26年度京都学生FAST集合写真

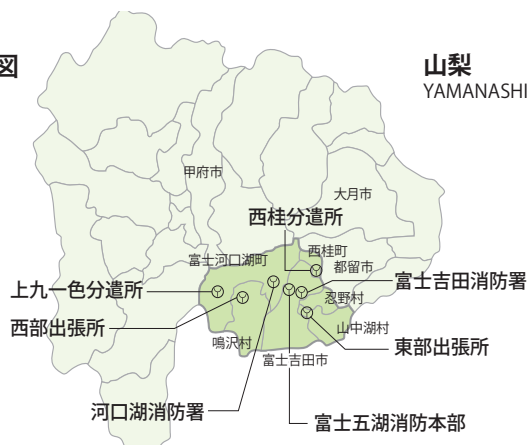
## 救急・指令業務の多言語対応について

山梨県 富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部

### 1 富士五湖消防本部の紹介

富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部は、山梨県の南東に位置し、構成市町村は富士吉田市、西桂町、富士河口湖町、忍野村、山中湖村、鳴沢村の1市2町3村で構成され、平成27年4月1日現在の管内人口は9万9,801人、管内総面積463.04km<sup>2</sup>の地域に1本部2署2出張所2分遣所を配し、職員数149名で日夜、安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでおります。

#### 管内位置図



富士五湖地域は、富士山の噴火で流出し溶岩流が川をせき止めて誕生したと言われる山中湖、河口湖、西湖、精進湖、本栖湖の5つの湖や、富士山の雪解けが湧き出した忍野八海と言われる8つの池など、富士の裾野に広がる富士箱根伊豆国立公園があり、平成25年6月には富士山が世界文化遺産に登録され、豊かな大自然と風光明媚な富士山を有した国際観光地域として栄えております。



山中湖からのダイヤモンド富士

### 2 観光客の動向

平成26年の富士五湖地方の観光客数は、山梨観光入込客統計調査結果において、1,197万9,225人で、そのうち、富士山5合目の観光客は、306万8,493人、北麓地域の観光客は、891万732人でありました。月別では8月の夏季のシーズンが多く203万2,326人でありました。外国人観光客の宿泊数（富士山を除く）は80万2,440人でありました。

### 3 救急活動状況

当消防本部での平成26年の救急出動件数は5,038件で、管内・管外搬送人員（転院搬送含む）は、管内居住者が3,361人で全体の74.6%、管外居住者は1,143人で全体の25.4%となっています。国外居住者にありましては、管外居住者のうち約5%であります。また、平成26年の富士山救急出場状況は管外居住者搬送率96.5%でありました。

平成25年の全国の管内・管外搬送人員の割合で比較すると、管内が全国で88.9%であり、当消防本部より14.3%高い値を示しており、一方管外は、全国で11.1%であり、当消防本部より14.3%低い値を示しております。この観点から考察しても当消防本部の地域特性である観光地によるものと考えられ、富士山世界文化遺産登録後は1年を通して、管外居住者搬送人員が増加していることが認められています。

### 4 多言語対応について

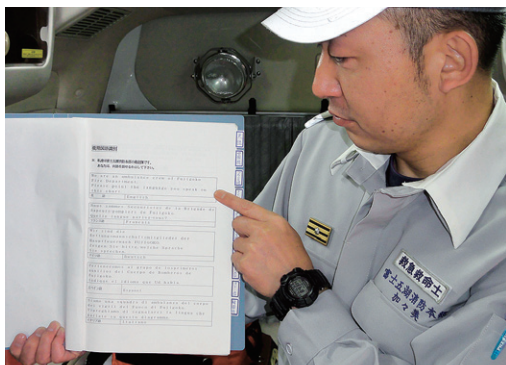
このような観光地域において、外国人観光客も少なくなく、救急要請がある中、ツアーガイドや付き添いの通訳などがある場合は、その通訳の人と話を介して、傷病者の状態を確認しておりました。しかしながら、外国人が単独で来られた場合は、話をするのも難しく、状態を把握することすら困難を極め、現場活動時間の遅延を余儀なくされておりました。当消防本部としては、平成14年に外国人対応について話し合いが行われ、その中



で外国人対応マニュアルを救急車に配備することが好ましいという意見が交わされており、特に議論になったのは、どこまで言語対応できるマニュアルにするかということでありました。

当消防本部管内の外国人来訪者は、観光客はもとより、国際会議なども開催されるため、多様な文化や言語の方々が多く訪れる地域でもあります。それらを鑑み、英語や中国語ばかりでなく、多言語対応ができるマニュアルとして試行錯誤を重ね、現在使用している外国語マニュアルが完成した経緯がございます。

外国語マニュアルは指先指示コミュニケーション方式であり、英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語、タガログ語、インドネシア語、マレー語、ハンガリー語、中国語、ポルトガル語の11ヶ国語に対応しており、外国人による救急要請があった場合は、現場にて使用言語識別を行います。使用言語識別によりコミュニケーションが図られたら、それぞれの言語対応別のチャートに行き傷病者の状態把握を行うようになっております。



救急外国語マニュアルによる使用言語識別

本マニュアルの使用や通訳等の同乗をお願いして、救急活動をして参りましたが、世界文化遺産登録後は単独観光客の増加が散見され、救急要請も複雑化し、本マニュアルだけでは傷病者の状態以外のコミュニケーションが図れないという問題が立ちはだかりました。

これらに対応すべく、平成26年より救急・指令業務英会話講習会を開催し、約30名の職員を対象に合計10回にわたり開催しました。管内小中学校の外国人講師6人のご協力のもと、英会話講習テキストを英会話の先生が読み上げた後に受講生が復唱することから始め、受講生が班に分かれて、想定付与が先生から与えられ、現場到着から病院到着まで英語にて活動する講義を繰り返す、講習会中盤から指令課員は電話で119番対応、救急隊は外国人講師が傷病者役になり現場到着から病院到着までの活動を実施し、講習会最終日には、その成果を消

防長にシミュレーション形式により査閲していただきました。



英会話講習会の査閲風景

さらにiPadを救急車に配備し、翻訳アプリを使用してコミュニケーションを図るなど、現在では、救急外国語マニュアルやiPadを活用し、あらゆる視点により多言語対応にあたっております。

## 5 今後の課題

救急外国語マニュアルでは傷病者の状態以外のコミュニケーションが図りにくい部分やiPadでは方言、イントネーション等に対応できない部分などを考慮し、国際共通語である英語によるコミュニケーション技術を向上させ、検証することを始めていかなければならないと考えております。さらには、指令課員及び救急現場等における多言語通訳ができる3者間通話の協定やホテル従業員の通訳者との救急車同乗など、幅広い多言語対応に取り組み構築していかなければならないと考えております。

## 6 終わりに

消防活動として重要な知識、技術そしてコミュニケーションの3柱を職員一丸となって推進することはもとより、富士五湖消防本部管内において、AEDを設置するなどの要件を満たした施設等に標章を交付する制度を設け、住民や観光客が不慮の事故や急病で呼吸や脈拍が停止する重篤な状態になった有事の際に、直近のまちかどのAEDによって、救命できる体制を推進することを目的として、「富士五湖まちかど救急ステーション」という標章交付制度を平成27年6月1日より実施しています。これからも住民と共に、安心して来訪できる国際観光地域づくりに取り組む所存です。



## 高速道路における安全管理講習

恵那市消防本部

平成27年5月26日（火）、中日本ハイウェイ・パトロール名古屋（株）の職員を講師に招き、高速道路における二次災害防止を主眼に安全管理講習を実施しました。高速道路の活動の危険性を再確認し、今後も継続的に講習を実施し、更なる安全への意識の向上を目指します。



## 事故車両からの救出技術向上訓練を実施

青森地域広域事務組合消防本部

浪岡消防署では、平成27年5月18日（月）と21日（木）、管内にある自動車関連企業の協力を得て、「事故車両からの救出技術向上訓練」を実施しました。

本訓練は、交通事故に関する救助技術の向上に重点を置き、車両の構造及び効果的な救助資器材取扱技術を取得することで、より安全・確実・迅速な救助活動に資することを目的として実施したものです。

今後は、救助隊員に限らず、より多くの職員を対象として継続的に実施することとしており、災害現場における連携技術の向上を図ることとしています。



消防通信

望

楼

ぼうろう

## 保育園の園児41名が消防署見学のため来署

中津市消防本部

平成27年5月28日（木）に、幼年消防クラブである愛光保育園の園児41名が消防署見学のため来署しました。

見学内容として、防火ビデオの視聴・高機能消防指令システムの見学・消防車両及び救助訓練の見学を行いました。元気いっぱいの園児達は、消防車や救急車に興味津々で職員の話真剣に聞き、質問も多く出ていました。また、救助訓練では、炎天下の中救助隊員の迅速な行動・技術・チームワークを目の当たりにし、園児全員が感激し大きな拍手をしていました。

最後に、梯子車の前で、集合写真の撮影も行って、満足そうに元気いっぱいの笑顔で消防署の見学を終えていました。



## 消防団PRビデオを作成

鹿沼市消防本部

鹿沼市消防団では、消防団PRビデオ「地域の笑顔を未来につなぐ 鹿沼市消防団」を作成し、Youtubeの鹿沼市公式動画サイト「かぬまチャンネル」や市ホームページで配信するとともに、鹿沼ケーブルテレビ（株）で定期的に放映していただいております。

企画制作には、鹿沼ケーブルテレビ（株）のご厚意により全面的な協力をいただき、消防団員の日頃の活動風景や多数の消防団員のインタビューなどを紹介しています。また、新たな取組である消防団サポート店事業や女性部（愛称：さつき隊）の活動なども取り上げており、今後も消防団のPRやイメージアップを図りながら、消防団員の確保に取り組んでいきます。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】





# 消防大学校だより

## ■ 新任消防長・学校長科（第18期、19期）

消防大学校では、総合教育において、消防吏員として消防事務に従事した経験がない一般行政職から消防長や消防学校長に任命された方を対象として、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させることを目的に「新任消防長・学校長科」を設置しています。

平成27年度新任消防長・学校長科においては、第18期学生14名（平成27年4月14日～24日）、第19期学生34名（平成27年5月11日～21日）が、消防大学校での11日間の全寮制の集合教育を終え、卒業しました。

研修では、消防庁長官をはじめ、消防庁幹部による最新の消防行政の動向に関する講義、全国消防長会長による消防長としての役割を主題とした講話、各人が抱える課題についての討議、訓練礼式、そして危機管理広報等を通じて、組織のトップとしての職責を認識するとともに心構えについて学びました。

また、災害現場の指揮シミュレーション訓練を実施後に、東京消防庁教育支援隊による大隊訓練の見学を行い、大隊長が火災現場で行う指揮と各隊員の活動を理解するとともに、指揮者の状況判断と命令の難しさ、指揮隊の重要性等の理解を深めました。

研修を終えた学生からは、「消防業務の重要性、消防長・学校長としての職責の重さについて、あらためて認識を深めることができ、充実した研修であった。」等の意見が多く寄せられたところです。

今後は、一般行政部門の幹部職員としての経験に加え、消防大学校で学んだ知識・技術を活かし、消防組織の長として消防防災体制の発展に向けて、大いなる活躍が期待されます。



坂本消防庁長官による講義（第18期）



大江全国消防長協会会長による講義（第19期）



指揮シミュレーション訓練の様子（第18期）



教育支援隊による大隊訓練の見学（第19期）



## 緊急消防援助隊教育科 指揮隊長コース (第13回、14回)

消防大学校では、緊急消防援助隊の指揮支援部隊長、指揮支援隊長、都道府県大隊長又は都道府県大隊指揮隊長である者、各隊長の交代要員として指定される者を対象とした研修課程で、部隊運用、指揮要領及び広域消防応援体制等、その業務に必要な高度な知識及び能力を習得させることを目的に「緊急消防援助隊教育科 指揮隊長コース」を実施しています。

平成27年度の指揮隊長コースにおいては、第13回学生19名（平成27年4月13日～23日）、第14回学生43名（平成27年5月12日～22日）が、消防大学校での11日間の全寮制の集合教育を終え、修了しました。

本コースは、平成26年3月に緊急消防援助隊の編成、施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（基本計画）及び運用要綱が改正されたことを踏まえ、今年度より教育日数を7日間から9日間に増やし、東日本大震災や昨年広島市で発生した大規模災害の応援・受援体制として、実際に指揮を執られた講師のほか、特殊災害の対

応に特化した部隊として編成されたエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）を市原市消防局の協力の下、視察するほか、災害を多方面から解説していただく大学教授等の講師を招聘し、災害全般を学び・考えることができるカリキュラム編成で実施しました。

また、図上訓練として、首都直下地震を想定したシミュレーション訓練を実施し、学生は、受援都道府県消防応援活動本部の指揮支援部隊長、被災地消防本部の指揮支援隊長、緊急消防援助隊の都道府県大隊長等となり、時間経過とともに付与される災害事象の推移、運営要領等、大規模災害等発生時における緊急消防援助隊の出動及び活動について理解を深めました。

今後は、消防大学校で修得した高度な知識と磨きをかけた判断能力に加え、全国の仲間から得た情報を活かし、緊急消防援助隊出場時に今回の研修で培われた成果が大いに発揮されることが期待されます。



首都直下地震を想定したシミュレーション訓練の様子（第13回）



ドラゴンハイパー・コマンドユニット（市原市消防局）の視察（第14回）

### 問合わせ先

消防大学校教務部 久富  
TEL: 0422-46-1712





## 最近の報道発表 (平成27年5月25日～平成27年6月23日)

### <総務課>

27.6.15	「消防防災科学技術研究推進制度」における平成27年度新規課題の採択	消防庁では消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）により、研究助成を行っています。平成27年度の新規研究課題については、22件の応募がありましたが、「科学技術イノベーション総合戦略2014」等の政府方針や消防防災行政における重要施策等を踏まえ、外部有識者による評価会の審議結果に基づき、6件を採択しました。
---------	-----------------------------------	--

### <総務課、参事官>

27.6.8	ネパール地震災害に係る総務大臣感謝状贈呈式及び活動報告会の開催	平成27年4月25日に発生したネパール地震災害に際し、国際緊急援助隊として派遣され功労のあった隊員に対し、下記のとおり、総務大臣感謝状贈呈式及び国際緊急援助隊員からの活動報告会を開催いたします。
--------	---------------------------------	---

### <消防・救急課>

27.6.15	消防庁伊勢志摩サミット等対策準備本部の設置	消防庁は、来年の伊勢志摩サミット及び関連会合等の開催に向け、消防庁における対応体制の強化等を行うため、消防庁次長を本部長とする「消防庁伊勢志摩サミット等対策準備本部」を設置しました。
---------	-----------------------	---

### <救急企画室>

27.6.15	平成27年5月の熱中症による救急搬送の状況	平成27年5月の熱中症による全国の救急搬送の状況（確定値）を取りまとめましたので、その概要を公表します。
---------	-----------------------	--

### <危険物保安室>

27.6.19	「地域特性に応じた給油取扱所の運用形態に係る安全確保策のあり方に関する検討会」の開催	フルサービスの給油取扱所に従業員が常駐せず、来客時のみ駆けつけて給油を行う運用形態における安全確保策のあり方について検討するため、「地域特性に応じた給油取扱所の運用形態に係る安全確保策のあり方に関する検討会」を開催することとしましたのでお知らせします。
27.6.5	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(案)に対する意見募集の結果及び省令の公布	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(案)の内容について、平成27年4月11日から平成27年5月15日までの間、国民の皆様から広く意見を募集した結果を取りまとめましたので、公表します。また、意見募集の結果を踏まえて、当該省令を公布しました。
27.5.29	平成26年中の危険物に係る事故の概要の公表	消防庁では、今般、平成26年中（平成26年1月1日～12月31日）に全国で発生した危険物に係る火災及び流出事故の概要を取りまとめました。
27.5.29	危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令(案)に対する意見募集	危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令(案)の内容について、平成27年5月30日から平成27年6月29日までの間、意見を募集します。

### <特殊災害室>

27.6.5	「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の実施	石油コンビナート等における特定事業所の自衛防災組織の技能及び士気の向上を図り、防災体制を充実強化することを目的として、本年も、「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」を実施します。
27.5.29	平成26年中の石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所において発生した事故の概要の公表	消防庁では、毎年、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における事故の概要を取りまとめています。今般、平成26年中の事故概要を取りまとめたので公表します。

### <国民保護運用室>

27.6.5	「全国防災・危機管理トップセミナー」の開催	市町村長の危機管理意識の一層の向上を図り、具体的な災害対応の危機事態において、市町村長がリーダーシップを十分発揮し、的確な危機対応を行うことができるよう、消防庁では、昨年に続き、全国の市長を対象としたセミナーを開催します。
--------	-----------------------	---

### <広域応援室>

27.6.10	「ドラゴンハイパー・コマンドユニット」の車両公開及びシンボルマークの作成	東日本大震災での教訓を踏まえ、緊急消防援助隊に新たに、特殊災害の対応に特化した部隊として編成する、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の中核車両が完成したので、報道機関の皆さまに公開します。併せて、同部隊の活動等が広く国民に認知されることを目的として、シンボルマークを作成しましたので、お知らせします。
---------	--------------------------------------	--



## 最近の通知 (平成27年5月25日～平成27年6月23日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防救第89号	平成27年6月22日	各都道府県消防防災主管部(局)長	消防庁救急企画室長	救急業務に携わる職員を対象とした教育研修の推進について
消防救第306号	平成27年6月9日	各都道府県消防防災主管部(局)長	消防庁救急企画室長	韓国における中東呼吸器症候群(MERS)の発生について
消防危第135号	平成27年6月8日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の安全対策等に関するガイドラインについて
消防危第123号	平成27年6月5日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	圧縮水素充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について
消防危第115号	平成27年6月5日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の公布について(通知)
消防救第74号 医政地発0604第1号	平成27年6月4日	各都道府県消防主管部(局)長 各都道府県衛生主管部(局)長	消防庁救急企画室長 厚生労働省医政局地域 医療計画課長	「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化について」等の一部改正について
消防救第75号	平成27年6月3日	各都道府県消防防災主管部(局)長	消防庁救急企画室長	韓国における中東呼吸器症候群(MERS)の発生について
消防予第220号	平成27年6月2日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	エアゾール式簡易消火具の不具合に係る注意喚起等について
消防救第68号	平成27年6月1日	各都道府県消防防災主管部(局)長	消防庁救急企画室長	救急業務実施時における交通事故防止の徹底について
消防危第122号	平成27年5月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	平成26年中の危険物に係る事故に関する執務資料の送付について(通知)
消防予第207号	平成27年5月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	仮使用認定制度の運用等について

## 広報テーマ

7 月		8 月	
①台風に対する備え	防災課 地域防災室 特殊災害室 予防課	①防災訓練への参加の呼びかけ	防災課 防災課 危険物保安室 予防課
②住民自らによる災害への備え		②地震に対する日常の備え	
③石油コンビナート災害の防止		③危険物施設等における事故防止	
④花火・火遊びによる火災の防止		④電気器具の安全な取扱い	



# 台風に対する備え

## 防災課

日本列島には毎年、主に7月から10月を中心に台風が襲来し、土砂災害や河川のはん濫など、大きな被害が発生しています。

平成26年7月の台風第8号は、数十年に一度の強度の台風及び降雨量になると予想されたため、気象庁は7月7日から9日にかけて沖縄県宮古島地方と沖縄本島地方に暴風、波浪、高潮、大雨の特別警報を発表しました。また、長野県南木曾町で非常に激しい雨が降り、土石流が発生しました。この台風に関連した人的被害は、死者3人（福島県1人、長野県1人、愛媛県1人）、負傷者67人となりました。

また、同年9月に発生した台風第18号は、東日本の太平洋側を中心に大雨をもたらし、特に静岡県の一部地域で1時間に80mm以上、神奈川県や三重県では1時間に70mm以上の大雨が降りました。この台風により約360万人以上を対象に避難勧告、避難指示が発令され、人的被害は、死者6人（茨城県2人、千葉県2人、神奈川県2人）、行方不明者1人（神奈川県）、負傷者72人となりました。

### ■台風による災害 〔大雨による災害〕

台風やその周辺部では、激しい雨が長時間にわたって降り続くことがあります。また、台風が日本から遠く離れた南の海上にあっても、日本付近にある前線に暖かく湿った空気が送り込まれて大雨となることがあり、河川のはん濫や、がけ崩れ、土石流などが発生して私たちの生活や生命を脅かすことがあります。



### 〔暴風による災害〕

台風の周りでは強い風が吹いています。平均風速15～20m/sの風であっても、歩行者が転倒したり、車の運転に支障が出たりすることがあります。さらに強くなると、物が飛んできたり、建物が損壊したりするなどの被害が生じるようになり、風速40m/sを超えると電柱が倒れることもあります。

また、台風の周辺では大気の状態が不安定になり、竜巻などの現象が生じることがあります。

### 〔高潮・高波による災害〕

台風が接近して気圧が低くなると海面が持ち上げられます。そこにさらに強い風が吹き込んで、大きな高潮災害が発生することがあります。昭和34年に日本に上陸した伊勢湾台風では、名古屋港で通常よりも約3.5mも潮位が上昇するなど、高潮による大きな災害が発生しました。近年では、平成16年台風第16号により豊後水道などから瀬戸内海に大量の海水が送り込まれ、瀬戸内海沿岸で高潮が発生し、多数の浸水被害が発生しました。また、台風の強い風によって高波が発生したり、台風が日本から遠く離れていても「うねり」となって日本周辺に高波が押し寄せたりすることもあります。



平成26年台風第8号の被災現場  
(山形県南陽市白山在家地区)  
(内閣府提供)

### ■台風に対する備え 〔日頃からの備え〕

家庭においては台風へ備えて、次のような準備を十分におこなってください。

- ・あらかじめ窓や雨戸の補強をする
- ・避難する時に必要な非常持出品をまとめておく
- ・家の中で数日間過ごすこ

- とができるよう水や食料などの非常備蓄品を準備しておく
- ・各種災害に対応した指定緊急避難場所等の位置や道筋を確認しておく
- ・ハザードマップなどで、家の近くの危険箇所を確認しておく
- ・自治体の登録制メールに登録しておく

また、災害時の避難において支援を要する方々が迅速・安全に避難できるように、いざという時に誰が支援し、どの段階でどうやって避難するかなど、具体的な避難支援計画を定めておくことが重要です。

### 〔台風が近づく危険性が高まったら〕

台風が近づく危険性が高まったら、常に台風に関する情報や避難に関する情報に注意してください。災害発生の危険性が高まり、市町村から避難勧告や避難指示などが出された場合には、危険な状態になる前に、すぐに安全な場所に避難しましょう。特に、高齢者など避難に時間がかかる方は、避難準備情報が出された段階で避難することが求められます。



また、強い雨や風などによって市町村からの避難勧告等の呼び掛けが聞き取れないことがあるかもしれません。気象情報等をテレビやラジオなどでチェックし、危険と思われる場合は速やかに避難することが重要です。

さらに、避難は指定緊急避難場所への避難が原則ですが、浸水や暴風雨により指定緊急避難場所までの歩行等が危険な状態になった場合には、近隣の堅牢な建物の上層階や自宅で山や崖からできるだけ離れた上階の部屋に移動するなど、安全を確保するため、臨機応変な対応をとる必要があります。

### 強さの階級分け

階級	最大風速
強い	33m/s (64ノット) 以上～44m/s (85ノット) 未満
非常に強い	44m/s (85ノット) 以上～54m/s (105ノット) 未満
猛烈な	54m/s (105ノット) 以上

### 大きさの階級分け

階級	風速15m/s以上の半径
大型 (大きい)	500 km以上～800 km未満
超大型 (非常に大きい)	800 km以上

(気象庁HPより)

### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 森田  
TEL: 03-5253-7525



# 住民自らによる災害への備え

## 地域防災室

日本列島は、その位置、地形、気象等の自然条件から、地震、台風や梅雨前線による集中豪雨、大雪等による自然災害が発生しやすい環境にあります。

昨年度においても、8月に広島市での土砂災害をはじめ各地で発生した水害、9月には御嶽山の噴火、11月の長野県北部を震源とする地震など、全国各地で大きな災害が発生しました。

また、南海トラフ地震、首都直下地震など大規模地震の発生が懸念されており、このような事態が発生すると、地震の揺れや津波などによって甚大な被害が広範囲にわたって発生することが予測されています。

大規模災害時には被害が大きくなればなるほど、消防などの公的機関による消火、救助、救急などの活動が追いつかなくなることが想定されます。例えば大地震が発生し、消防車がすべて出払い、がれきで道路が塞がれ、生き埋めになっている人や負傷者が大勢いたら—そこで大きな役割を果たすのが、地域住民自らによる防災活動です。

地域住民による防災組織として、自主防災組織があります。自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、地域で住民が自主的に結成する組織のことで、平常時には防災訓練の実施、防災知識の普及啓発、災害危険箇所の点検、資器材の購入・点検等を行い、災害時には初期消火、避難誘導、救出・救護、情報の収集・伝達、給食・給水、災害危険箇所の巡視などを行います。自主防災組織は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を契機に、その重要性が見直され、全国各地でその結成・育成が積極的に取り組まれています（平成26年4月1日現在、15万6,840団体）。

### 連携による活動の活性化

地域の安心安全を守るために活動している自主防災組織が、地域の垣根を越えて互いに連携し、また、消防団、学校、企業など地域の様々な防災活動団体と連携し、お互いの得意分野を活かして補完し合うことで、地域の防災力をより高めることができますようになります（図）。

ここで、地域の住民が連携して防災のまちづくりを行っている三重県津市南が丘地区自主防災協議会の取組事例を紹介します。

南が丘地区自主防災協議会は、南海トラフ地震発生時に津波で被災した海岸地区からの被災者を受け入れるため、南が丘地区に避難が想定される海岸地区、小中学校及び行政が協働した避難所運営の取組を行っています。

このように、普段から地域の関係団体と連携・協力関係を築き、地域における人的ネットワーク（つながり、

結びつき）を広げ、地域コミュニティの強化を図ることが、いざという時に大きな力となります。

自主防災組織については、消防庁が作成した「自主防災組織の手引」に詳しく記載しています。下記のURLから御覧いただけますので、ぜひ参考にしてください。

[http://www.fdma.go.jp/html/life/bousai/bousai\\_2304.pdf](http://www.fdma.go.jp/html/life/bousai/bousai_2304.pdf)

災害時には、その地域に住んでいたり、働いていたりして、地域をよく知る方々の自主的な防災活動が大きな力を発揮します。皆さんも、自主防災組織の活動に積極的に参加しましょう。

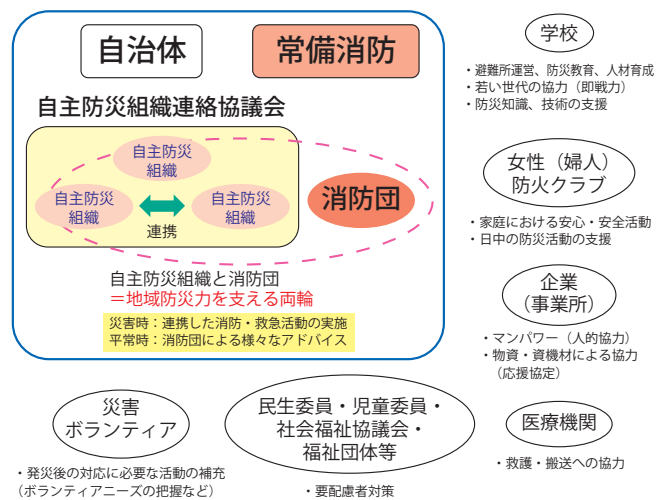


図 さまざまな関係機関との連携により期待できること



南が丘地区に避難が想定される海岸3地区との合同避難所運営訓練（出典：第19回防災まちづくり大賞）

### 問い合わせ先

消防庁地域防災室 山野、荒木  
TEL: 03-5253-7561





# 花火・火遊びによる火災の防止

## 予防課

### 1 花火は楽しく安全に遊びましょう

夏の風物詩「花火」。子供たちにとって楽しみな季節となりました。

しかし、気軽に楽しめる花火も、取り扱いを誤ると火事や火傷などの事故につながりかねません。全国で、花火が原因である火災は平成25年中に87件、平成26年中に36件発生しています。

火災や火傷などの事故が起こらないよう十分注意し、夏の楽しい思い出にしましょう。



### 2 火遊びによる火災を防止しましょう

子供の火遊びによる火災は、大人がいない時に発生することが多く、そのため火災の発見が遅れ、火災が拡大する要因にもなります。

平成26年中の火遊びによる火災は、978件発生しています。

そのうち、「ライター」によるものが474件（48.5%）で最も多く、次いで「マッチ」によるものが201件（20.6%）、「火のついた紙」によるものが42件（4.3%）、煙火によるものが36件（3.7%）となっています。

火遊びによる火災をなくすためにも、大人が子供たちに対して火災の恐ろしさや正しい火の取扱い方法を教える必要があります。子供の火遊びによる火災が起こらないよう、もう一度子供たちと火災の恐ろしさ・火の取扱いについて話し合うようにしましょう。

#### 花火を安全に遊ぶポイント

- 1 気象条件を考え、風の強いときは花火をしない
- 2 燃えやすいものがなく、広くて安全な場所を選ぶ
- 3 子供だけでなく大人と一緒に遊ぶ
- 4 説明書をよく読み、注意事項を必ず守る
- 5 水バケツを用意し、遊び終わった花火は必ず水につける

#### 火遊びによる火災防止のポイント

- 1 子供だけを残して外出しない
- 2 ライターやマッチを子供の手の届くところに置かない
- 3 子供だけで火を取り扱わせない
- 4 火遊びをしているのを見かけたら注意する
- 5 火災の恐ろしさ・火の取扱い方法についてきちんと教育する

### 3 PSCマークのないライター等の販売は規制されています

消費生活用製品安全法により、いわゆる使い捨てライターや多目的ライターは、本体にPSCマークが表示されていないものは販売が禁止されています。PSCマークは、子どもが簡単に操作できない幼児対策（チャイルドレジスタンス機能）等の技術基準に適合した場合に付される表示です。ご家庭のライター等にPSCマークが付いているか確認しましょう。

#### 販売規制の対象となるライター等

- 使い捨てライターや多目的ライター（点火棒）のうち、
- ・燃料の容器と構造上一体となっているものであって
  - ・当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いたもの

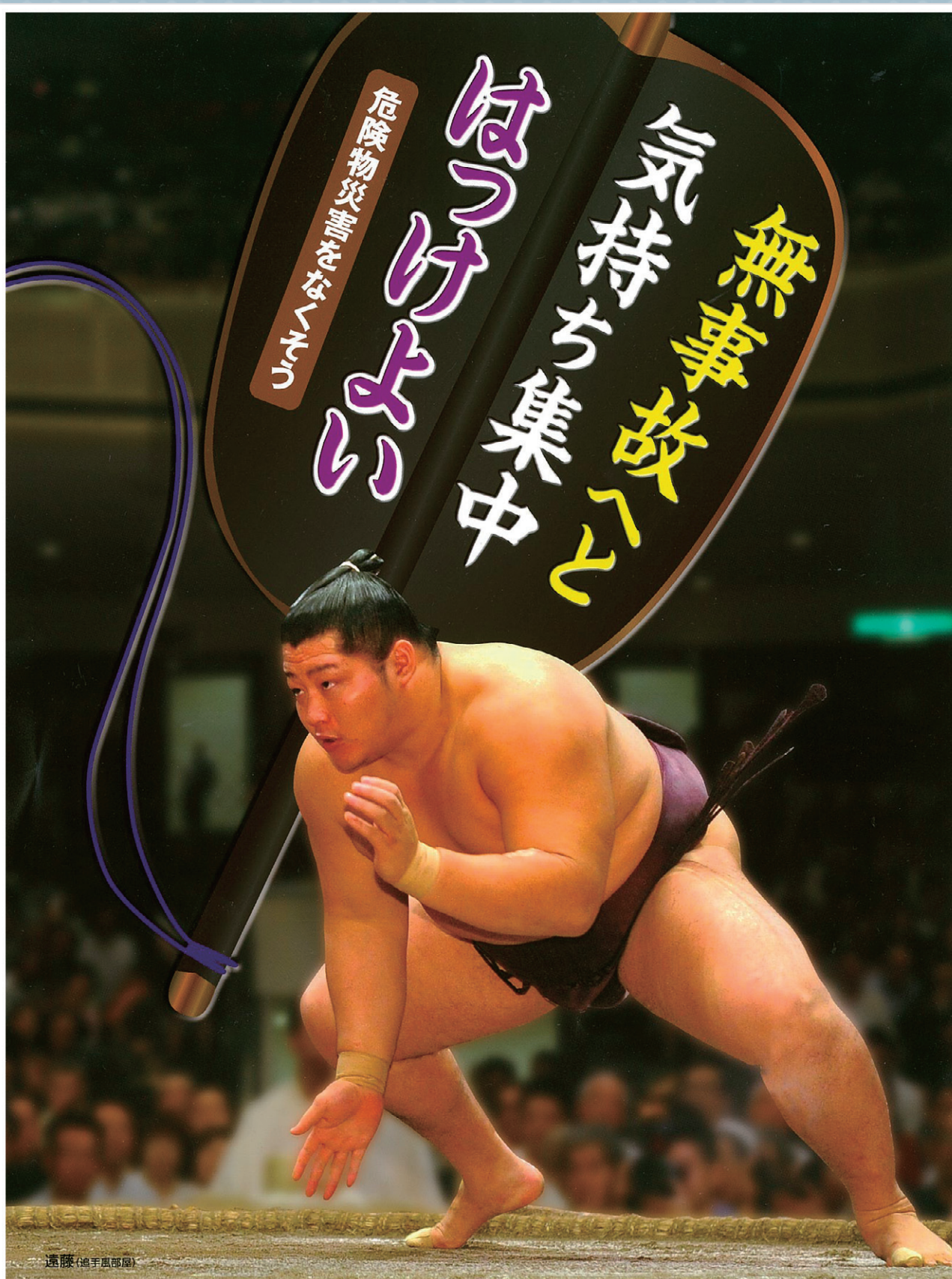


PSCマーク

#### 問い合わせ先

消防庁予防課予防係 森野  
TEL: 03-5253-7523





遠藤(徳手風部屋)

消防庁／都道府県／市町村／全国消防長会／一般財団法人全国危険物安全協会

このポスターは、危険物安全週間推進協議会が制作しています。